

19世紀初頭のベトナム北部山地における阮朝の支配の変遷

吉川和希*

Transition of Governance in Vietnam's Northern Uplands in the Early Nguyễn Period

YOSHIKAWA Kazuki*

Abstract

In the eighteenth and nineteenth centuries, Vietnamese dynasties attempted to extend their reach to Vietnam's northern uplands—one of the most important regions in the integration of the state. This study examines local governance in the northern uplands during the early Nguyễn period, through an analysis of official documents—particularly the report submitted by the governor-general of the northern provinces (*tổng trấn Bắc Thành*) in the tenth month of the tenth year of Gia Long (1811). During the eighteenth century, the Lê Dynasty (r. 1428–1527, 1533–1789) depended on local chieftains to administer tax collection and military service in each commune of the northern uplands. After occupying northern Vietnam, the Nguyễn Dynasty found it difficult to gather information on the local chieftains in the northern uplands. It was unable to allocate sufficient resources and manpower to gather this information. In addition, regional officials (such as the governor-general of the northern provinces) did not provide this information to the Nguyễn court, and only some local chieftains cooperated with the Nguyễn Dynasty. Until 1810, the number of chieftains who took on the responsibility of tax collection, drafting soldiers in each commune, and gathering information on the northern uplands—thus cooperating with the Nguyễn Dynasty's local system of governance—was smaller than the number during the Lê Dynasty. In 1810 the Nguyễn court compiled a list of local chieftains in the northern uplands; this list included the chieftains' names, the communes where they were registered, and the communes where they collected taxes and drafted soldiers. This indicates that the Nguyễn court attempted to govern the upland provinces by consolidating information on the chieftains. However, it was still difficult for the Nguyễn court to gain full information on the local chieftains since the governor-general of the northern provinces and provincial officials appointed them without reporting to the court. This continued until the Minh Mạng emperor's (r. 1820–41) well-known reforms, including abolishing the post of governor-general of the northern provinces and the hereditary status of local chieftains. Thus, through examining the transitioning local

* 関西大学文学部 : Faculty of Letters, Kansai University, 3-3-35 Yamate-cho, Suita-shi, Osaka 564-8680, Japan
e-mail: jichuan_hexi@yahoo.co.jp
DOI: 10.20495/tak.60.2_117

governance in the northern uplands, this study clarifies the Nguyễn Dynasty's difficulty in integrating the state during its early years.

Keywords: early Nguyễn period, local chieftains, Vietnam's northern uplands, official documents, local governance

キーワード：阮朝初期，在地首長，ベトナム北部山地，行政文書，地方支配

はじめに

1802年、メコンデルタに拠った阮福暎が西山朝を打ち破って北部ベトナムを掌握し、阮朝(1802～1945年)が史上初めて現代のベトナムの領土にほぼ相当する領域を支配下に置いた。しかしその支配下に多様な地域が存在し、国家統合の困難に直面したと言われる。本稿で取り上げる北部山地は、阮朝が統治の困難に直面した地域の一つである。

阮朝初期¹⁾の北部では黎朝後期(1533～1789年)の行政単位である鎮²⁾が存続し、北城総鎮が内鎮五鎮(山西・山南上下・海陽・京北)と外鎮六鎮(安広・諒山・高平・太原・宣光・興化。うち安広鎮を除く五鎮が北部山地に含まれる)からなる北部諸鎮を統轄していた。阮朝初期には総鎮(北城・嘉定城)が大きな権力を持つと同時に、北部山地ではそれ以前の黎朝後期と同様、在地首長に藩臣・輔導・土酋などの称号を与えて在地首長の自律的な統治を認可していた[桜井1987: 162-163]。1820年代後半から明命帝(在位1820～1841年)による行政改革が進められるが、それは総鎮や鎮を廃止し全土で画一的な行政単位(省)を設置することで、多様な地域が存在する阮朝の領域の統合を進めようとするものだった[Nguyễn Minh Tường 1996]。その一環で北部山地では、首長による官職の世襲の禁止、流官(中央が任命した官僚)の派遣などが施行された。しかしそれに先立つ阮朝初期の地方支配の実情が未解明であるため、明命帝の改革の意義が十分に解明されたとは言えない。

阮朝初期における北部山地諸鎮の支配については、明命年間末すなわち1840年頃まで丁簿が更新されず、黎朝後期の丁簿を継続使用していたこと[桜井1987: 393-395, 433; 嶋尾2001: 30]、その状況下で嘉隆9(1810)年に「外六鎮の藩臣・輔導の名冊」³⁾すなわち外鎮六鎮の在地首長のリストが作成され、阮朝は在地首長のみを把握していたこと[吉川2022a: 18-19]、などが指摘されている。しかし同リストの詳細は未解明であり、阮朝がどの程度首長の情報を把握していたのか、ないし北部掌握直後の阮朝が北部山地の情報を入手できたのか、などは未解

1) 本稿では、阮朝の北部掌握から明命帝による本格的な行政改革が始まる1820年代後半より以前を阮朝初期と呼ぶ。

2) 黎朝後期～阮朝初期、最上級の地方行政単位は「承宣」「鎮」「処」「道」などと呼ばれていた。本稿では、煩を避けるため「鎮」で統一し、鎮レベルの地方官は「鎮官」と呼称する。

3) 『大南寔録』正編、第一紀、巻40、嘉隆9年4月条、第21葉裏(慶應義塾大学言語文化研究所影印本)。

明である。また阮朝初期の地方支配を考える際に考慮しなければならないのが、北城総鎮が強力な権力を有しているという阮朝内部の権力構造であるが、阮朝朝廷（中央）、北城総鎮、各鎮鎮官がそれぞれいかなる権限を有していかなる関係にあり、どのように地方支配が進められていたのか、明らかではない。加えて、18世紀後半～阮朝初期の諒山鎮では社ごとに税額・兵数が設定され、在地首長が各社の徴税・徴兵を担当すると同時に、在地首長を組み込む形で文書行政が確立し、軍事面では鎮官が在地首長を組織化していた〔Yoshikawa 2017; 吉川 2019; 2020〕。しかしかかる統治体制が、他鎮でどの程度確立されていたのかは、諒山鎮の北隣の高平鎮⁴⁾を除き、解明できていない。

以上の問題点を踏まえて本稿で取り上げるのが、北城臣阮黄徳・黎宗質の嘉隆10（1811）年10月十某日付奏（以下、本文書⁵⁾）である。本文書は時期から考えて先述の嘉隆9年における「藩臣・輔導の名冊」の作成に関連した史料であり、阮朝初期の北部山地支配や編纂史料に記載されない首長集団について貴重な情報が含まれているが、先行研究では取り上げられていない。そこで本稿では本文書を用いて北部山地における阮朝の支配の変遷を復元するが、本文書には阮朝初期独特の行政文書用語が頻出するので、まずはそれらの考察をおこなう。次に本文書に記載される各事例を検討し、最後に他史料も組み合わせ、阮朝初期の北部山地支配の変遷や在地首長の動向を描き出したい。

I 阮朝初期の行政文書用語の検討

本文書の発出者の阮黄徳・黎宗質は共に阮朝創建の功臣であり、嘉隆9年正月にそれぞれ北城総鎮、北城協総鎮となっている。⁶⁾ まず本文書の概要を把握するために、文書の冒頭部分を掲げる。⁷⁾

北城臣阮黄徳・黎宗質が額ずき額ずき百拜して謹んで奏します。いま臣らが諒山・宣光・太原などの鎮の鎮員の申を見たところ、「それらの鎮の藩臣各員が壬戌（1802）年に事情

-
- 4) 黎朝末期には高平鎮でも軍事面での鎮官による在地首長の組織化がおこなわれていた〔吉川 2020: 94〕。また時期は下るが、1850年代前半の諒山・高平二省では土司の復活など類似する政策が実施されていた〔吉川 2022a: 23-27〕。
- 5) 『阮朝硃本』嘉隆第3集、第2葉裏～10葉裏（ベトナム国家第一公文書館）。なお日付の一の位は空白になっている。
- 6) 『大南寔録』正編、第一紀、卷40、嘉隆9年正月条、第11葉表～裏。
- 7) 「北城臣阮黄徳・黎宗質稽首頓首百拜謹奏。為由茲臣等照見諒山・宣光・太原等鎮鎮員經申謂「伊等鎮藩臣各員於壬戌年投由謬開貫址与分管土民社号、及是年各員投由冒開他員分民、茲再申乞回旧管。与鎮員脩簿謬着各員分管兵民。迨甲子年欽蒙○詔、放公同付、令較与在城戸額・兵額頗有差殊、致伊等員乞通納詔文・公同付、候蒙改写」。仍欽將伊等姓名・貫址与分管某兵知某民及伊等員謬開各理、逐一脚註明白恭陳于次。謹具奏聞。』『阮朝硃本』嘉隆第3集、第2葉裏。なお原文中の「○」は空格と同じ機能を持つ敬意表現で、ベトナムの近世文書や石刻によく見られる（以下同じ）。

を申告し貫址や土民を『分管』している社号を誤って報告したもの、およびこの年に各員が事情を申告し他員の『分民』であると偽って報告したものは、いま再び申によって旧来『管』していた者に返還するよう要請しております。また(諒山などの)鎮員が簿を修正して各員が(当該各社の)兵・民を『分管』していると誤って登録しました。甲子(1804)年に至って謹んで詔を頂き、公同付を発給して頂きましたが、北城の税額・兵数(『在城の戸額・兵額』⁸⁾)と比較させると非常に相違がありますので、それらの員(藩臣たち)は詔文・公同付を傳送して納入し、修正して頂くことを要請しております」とあります。そこで謹んで彼らの姓名・貫址、「分」として「管」している某兵や「知」している某民、およびそれらの員が偽って報告した事柄を、逐一註をつけ恭しく以下の通り明白に申し上げます。謹んで奏します。

これによれば、各鎮の藩臣たちが壬戌年すなわち嘉隆元(1802)年に貫址や「分管の土民の社号」などを申告し、その際に社名を誤って報告した事例、ないし他員の「分民」を偽って報告した事例があり、藩臣たちは旧来「管」していた者への返還を要請しているという。また鎮員による「簿⁹⁾の修正」の際に各員の「分管」の兵・民を誤って登録し、その内容で甲子年すなわち嘉隆3(1804)年に詔や公同付を発給した事例もあり、北城が把握している税額・兵数との間に相違が発生したため、藩臣たちは詔や公同付(公同は廷臣の会議。阮朝硃本の整理事業に携わった陳荊和によれば、公同付はなんらかの事項を承認する機能を持つという[Trần Kinh Hòa 2010: 31-32])を納入して修正を要請している。

本文書では、上述の引用箇所後に15の事例が列挙されているが、以下の4種類に分類されている。第一に、「壬戌年に事情を申告し分民の社号と貫址を誤って報告したもの、および鎮員が簿を修正して彼らが兵・民を『分管』していると誤って報告したもの」¹⁰⁾である。これらはいずれも嘉隆元年に首長が「分管」対象を申告した際に社名などが誤記されて登録された事例であり、宣光鎮の事例5件(表1 No. 1-5。以下、括弧中の番号は表1に対応)と太原鎮の事例2件(No. 7, 8)が挙げられている。第二に、「壬戌年に事情を申告し他員の『分民』を『開認』したが、いま既に以前『管』していた者に返還し、以前『管』していた者が既に『分民』を『認』したもの」¹¹⁾である。これらはいずれも嘉隆元年に首長が「分管」対象を申告した際にはかの首長が「分管」する社についても自身が「分管」していると申告した事例であり、諒

8) 18世紀後半の行政文書では、税課と兵役の割り当てを指して「戸率・兵率」という表現が出現するが、これと類似の用法だろう[吉川 2020: 96-97]。

9) この「簿」の詳細は不明である。鎮ごとに各首長の管轄をまとめた帳簿があったのかもしれない。

10) 「一、壬戌年投由謬開分民社号与貫址及鎮員脩簿謬開伊等分管兵民柒員」(『阮朝硃本』嘉隆第3集、第2葉裏)

11) 「一、壬戌年投由開認他員分民、茲已交回旧管与旧管已認分民。共五員(由諒山鎮)」(『阮朝硃本』嘉隆第3集、第6葉表)

表1 北城臣阮黄徳・黎宗質の嘉隆10(1811)年10月十日付奏に挙がる北部山地の首長

	鎮	肩書	姓名	貫	概要
1	2	雄一校正 属校	麻福坪	安平府渭川 州平衡社	嘉隆元(1802)年に軍に至り、渭川州6社の麻福坪の「分管」、1社の麻福坪・麻福青の「同管」を申告。その際に他人に代筆を依頼し、各社の名を誤る(湊津社→楽紳社、扶鸞社→扶輪社、平衡社→憑衡社)。また嘉隆3年、鎮守が簿を修正した際に7社を麻福坪・麻福青の「同管」と記載し、詔・公同付を発給。ここに至って「改写」を要請。
		藩臣	麻福青		
3	4	隊長	梁廷輝	安平府福安 県同安社	嘉隆元年、梁廷輝は福安県15社の「分管」、梁廷樸は福安県8社1坊2管の「分管」をそれぞれ申告。その際に他人に代筆を依頼し、各社の名を誤る(梁廷輝：秀嶺社→繡嶺社、登稔社→姜稔社、雄異社→碩異社/梁廷樸：綺羅社→瑞羅社、広市坊→広市社)。嘉隆3(1804)年、鎮守・協鎮が梁廷輝・梁廷樸の申告に基づき簿を修正、公同付が発給され、各社の名称は誤ったまま。ここに至って「改写」を要請。
藩臣		梁廷樸			
5	6	宣光 藩臣	阮允伍	安平府保楽 州安銘社	嘉隆元年、原貫を申告した際に他人に代筆を依頼し保楽州安銘社を百的社と誤る。嘉隆3年、鎮守・協鎮が阮允伍の申告に基づき簿を修正、公同付が発給され、百的・安銘2社の「管知」が認められるが、貫を百的社と記載。ここに至って「改写」を要請。
藩臣		何徳瑠	大蛮州松軒 社	嘉隆元年、何徳瑠・何徳碩・親弟何徳泰・堂兄何徳壬が北城に至り、何徳瑠・何徳碩・何徳泰が金馬・苦舎・金苔・苔満・花都5社、何徳壬は松軒・安琅2社を「開認」。総鎮官の付をうけて旧來通り「管牧」。嘉隆2年(1803)、何徳壬が逃亡し、鎮官は松軒・安琅2社を何徳瑠・何徳碩に「暫管」させる。同年、何徳壬が病死。何徳壬の子何徳安は幼いため、何徳瑠・何徳碩が継続して「暫管」。嘉隆4年(1805)、金馬・苦舎2社を内族何維儒に「認管」させる。嘉隆7(1808)・8(1809)年、何徳瑠・何徳碩・何徳泰は負債を抱えて逃亡。何徳泰は帰還せず。何徳瑠・何徳碩は北城に自首し、「分民」を「認」すること、金苔・苔満・花都3社の「分管」、および松軒・安琅2社を堂任何徳安に「認管」させることを要請。公同付を返納し「改写」を待っている。	
藩臣	何徳碩				
7	8	太原 雄堅支右 雄校一隊 正隊長	丁珖璋	通化府感化 県龜沌社	嘉隆元年、原貫を申告した際に他人に代筆を依頼し感化県龜沌社を感化県淳從社と誤る。鎮守・協鎮が丁珖璋の申告に基づき簿を修正。嘉隆3年、公同付が発給され、貫を淳從社と記載。ここに至って「改写」を要請。
雄堅支右 雄校二隊 正隊長		岑廷会	通化府白通 州高上社	嘉隆元年、原貫を申告した際に他人に代筆を依頼し白通州高上社を高丘社と誤る。鎮守・協鎮が岑廷会の申告に基づき簿を修正、右雄校一隊正隊長と登録。嘉隆3年、公同付が発給され、一隊正隊長、貫を高丘社と記載。ここに至って官職と貫の「改写」を要請。	
9	正首校	阮廷彪	長慶府脱朗 州黄同社	嘉隆元年、「旧分民」である脱朗州2社、文淵州4社、温州3社、計9社を「開認」。阮廷銘の「分民」文淵州珠卷社、何国榮の「分民」温州帰厚・雲岩2社も「冒りに開認」。嘉隆3年、中雄校正首校とすると共に当該12社を「管知」する詔を発給される。嘉隆8年、阮廷銘が文淵州珠卷社、何国榮が温州帰厚・雲岩2社を「開認」、阮廷彪は返還を認め、詔を返納して「改写」を待っている。	
10	正属校	阮廷瓊	長慶府脱朗 州有秋社	嘉隆元年、親弟阮廷琨・堂弟阮廷樸と共に軍に至り、「旧分民」の脱朗州4社、文淵州同登社計5社の管轄を「開認」、土民陳文忠と共に、阮廷理の養父の「分民」茶岩社、阮廷錦の親父の「分民」檳榔・安化2社を「開認」。嘉隆3年、中雄校正属校とされ、阮廷樸・阮廷琨と共に6社、陳文忠と共に2社、合計8社を「管知」することを認める詔を発給される。嘉隆8年、阮廷理が茶岩社、阮廷錦が檳榔・安化2社をそれぞれ「開認」し、阮廷瓊は返還を認め、詔を返納して「改写」を待っている。	
11	便宜副首 校	阮廷灝	長慶府文淵 州淵汨社	嘉隆元年、阮廷灝が軍に至り、「旧分民」の淵汨社を「開認」、阮廷理の「分民」先会社も「開認」、嘉隆2年、鎮官が暫定的に守隘二校便宜副首校に任命。嘉隆3年、公同付により淵汨・先会社2社の「管知」を許可される。嘉隆8年、阮廷理が先会社を「開認」、阮廷灝は返還を認め、公同付を返納して「改写」を待っている。	
12	13	諒山 正首校	阮廷銘	長慶府文淵 州保林社	嘉隆元年、藩臣ではない童香雲が北城に至り、阮廷銘と貫が同じで保林社であると報告、旧北城総鎮官は付により童香雲と阮廷銘が保林社を「同管」するのを許可。嘉隆8年、阮廷銘が保林社は前祖の「旧管」であることを申告、「独管」が認められる。童香雲は藩臣ではないため、守隘職を停止。阮廷銘は公同付の「改写」を要請。
何国駟			長慶府文淵 州野岩社	嘉隆元年、何国駟が兄何国驍と共に北城に至り前祖父の「分民」である文淵州9社、温州2社、文閣州4社、計15社を「開認」。他人に代筆を依頼し、各社の名を誤る(時強社→恃強社、泉友社→全友社、憑戎社→平戎社、繁花社→煩花社、莒舎社→呂舎社、広廩社→広瘼社)。また何国驍の「分民」文淵州春光社、阮廷銘の「本分民」永逸社・上下隴社、何国恩の「分民」安越社、計4社の「暫管」を要請。北城総鎮官は許可。嘉隆3年、諒山鎮官が簿を修正、何国駟と何国驍が19社を「分管」と登録し、何国駟は詔、何国驍には公同付がそれぞれ発給され、19社を「管知」していること記載していた。嘉隆8年、阮廷銘は永逸・上下隴2社、何国恩は安越社をそれぞれ「開認」、何国驍は既に病死していたため、何国駟は何国驍の子何国恩と当該3社(永逸社・上下隴社・安越社)を返還。何国駟は詔を返納して「改写」を待ち、何国恩は公同付を返納。	
14	藩臣	韋世堂	長慶府祿平 州屈舎社	嘉隆元年、韋世堂の父韋阮順が北城に至り「旧分民」である祿平州錦段・三弄・安快3社を「開認」、屈舎・浄嘉・錦花3社を韋世淳の「分民」として「開認」。北城総鎮官が付を発給し、韋阮順に錦段・三弄・安快3社の「管」を許可、韋世淳の子が成人するまでを「照写」する詔が発給される。嘉隆4年、韋阮順が病死、子の韋世堂と韋世淳の子韋世社が各「分民」を継承。韋世堂は残った3社の「襲管」を要請し、韋阮順が受け取った詔を返納。	

典拠：『阮朝硃本』嘉隆第3集、第2葉裏～10葉裏

山鎮の事例4件が挙げられている(No. 9-12)。第三に、「壬戌年に事情を申告し他員の『分民』を『暫管』(暫定的に『分管』すること)を要請したが、鎮員が簿を修正する際に誤って彼らの『本分管』と登録し、いま旧来『管』する者に返還することを要請しているもの2員¹²⁾である。これらはいずれも嘉隆元年にほかの首長が「分管」する社を暫定的に「分管」と申告した際に、正規の「分管」者として登録されてしまった事例であり、諒山鎮の事例2件が挙げられている(No. 13, 14)。第四に、「一、甲子年、公同付を奉じて『管知』する(ことを認められた)7社のうち、既に旧来『管』していた2社を返還し、ただ残っていた5社については負債を抱えて逃亡していたが、いま再び軍にやって来て自首し分民を『認』することを要請しているもの2員¹³⁾である。これは首長が負債のために「分管」を放棄して逃亡した後に帰還して再び「分管」することを要請している事例であり、宣光鎮の事例が挙げられている(No. 6)。

ここで先行研究では説明されていない用語が多く出現するため、考察を加えておく。最も重要なのが、「分民」「分管」である。特定の社の兵・民を「分管」しているという表現から、想起されるのが黎朝後期の18世紀半ば～後半の諒山鎮関連の行政文書に出現する「該管」という表現であり、これは諒山鎮の在地首長が社ごとの徴税・徴兵を担当することを指して使用されていた[吉川2019: 7-15]。阮朝初期の「分管」も黎朝後期の「該管」と関連しているという推測が生まれるが、まずは実例を踏まえて考察していく。ここで取り上げるのは韋世堂(諒山鎮禄平州屈舎社)の事例(No. 14)である。¹⁴⁾

藩臣堂すなわち韋世堂¹⁵⁾〈長慶府禄平州屈舎社〉

彼の申告によると、壬戌(1802)年に彼の父故韋阮順は北城に至り事情を申告し拝謁して旧来の「分民」禄平州錦段・三弄・安快3社を「開認」(「分管」を申告すること)し、また屈舎・浄嘉・錦花3社を「開認」し故韋世淳の「分民」として登録しました。この間旧総鎮官の付¹⁶⁾をうけ旧来通り3社を「管」し、また故韋世淳の「分民」屈舎・浄嘉・錦花

12) 「一、壬戌年投由開乞暫管他員分民、鎮員修簿謬着為伊等本分管。茲乞交回旧管式員〈由諒山鎮〉」(『阮朝硃本』嘉隆第3集、第8葉表)

13) 「一、甲子年奉公同付管知柒社内、已交還旧管式社、只存五社伊等負債在逃、茲再就軍首伏乞認分民式員」(『阮朝硃本』嘉隆第3集、第9葉裏)

14) 「藩臣堂韋世堂〈長慶府禄平州屈舎社〉。由伊開謂壬戌年伊親父前韋阮順詣城投由拝謁開認旧分民禄平州錦段・三弄・安快參社、再開認屈舎・浄嘉・錦花參社着帰前韋世淳分民。間承旧総鎮官付許仍旧管參社、再暫管前韋世淳分民屈舎・浄嘉・錦花參社、待韋世淳親子長成交來。甲子年、伊鎮旧鎮守瑞・協鎮宣修簿、謬着伊分管陸社、無有顕着暫管參社。通申旧総鎮官轉奏。甲子年、欽○詔放前韋阮順為雄捷奇副管奇、亦拋這簿照写許伊父管知此陸社。」(『阮朝硃本』嘉隆第3集、第9葉表)

15) 名(堂)を記した後にフルネーム(韋世堂)を記している。当時のベトナムでは名で呼び合うのが一般的だったためこのような記載方法が採られたのだろう。本文書の他の箇所でも同様である。

16) 付は文書形式のひとつで、18世紀の諒山鎮では鎮官が在地首長に対してなんらかの承認や命令をおこなう際に用いられていた[吉川2019: 12]。

3社を「暫管」し、韋世淳の子が成人するのを待って返還することを許されました。甲子（1804）年、その鎮（諒山鎮）の旧鎮守瑞（阮文瑞）¹⁷⁾・協鎮宣（黎維宣）¹⁸⁾は簿を修正し、誤って彼（韋阮順）が6社を「分管」していると登録し、3社を「暫管」していると明記せず、申を旧総鎮官に逋送して旧総鎮官が「転奏」（鎮官の申の内容を総鎮官が奏によって上達すること）しました。甲子年、謹んで詔を発給して頂き、故韋阮順を雄捷奇副管奇とし、同様にこの簿に基づき彼の父（韋阮順）がこの6社を「管知」するのを許したと「照写」（詔や公同付などの文書に記載することか）しております。

これによれば、嘉隆元年、韋世堂の父韋阮順が北城に至り旧来の「分民」である禄平州錦段・三弄・安快3社を「開認」し、屈舎・浄嘉・錦花3社を韋世淳の「分民」として「開認」したという。おそらく韋世淳は既に死亡しており、韋阮順が代わりに「開認」したものだろう。これをうけて北城総鎮が付形式の文書を発給し、韋阮順に錦段・三弄・安快3社の「管」を許可、韋世淳の子が成人するまで韋世淳の「分民」である屈舎・浄嘉・錦花3社の「暫管」を許可した。しかし嘉隆3年、諒山鎮官が簿を修正し、韋阮順が6社を「分管」していると登録し、その内容を北城総鎮に申式文書で報告し「転奏」（北城総鎮が諒山鎮官の申の内容を奏で上達すること¹⁹⁾）した。それにより阮朝朝廷から詔が発給され、韋阮順を雄捷奇副管奇に任命すること、および簿に基づき韋阮順が本来は「暫管」する予定だった屈舎・浄嘉・錦花3社を加えた当該6社を「管知」することが認められている。

「分管」の意味を解明するため、もともと韋阮順や韋世淳が「分管」していた6社について、時代を遡り黎朝後期の状況を調べる。禄平州屈舎社韋氏には「韋家譜記」と題された家譜があり、²⁰⁾先祖が管轄してきた社の変遷もある程度判明する。まず先祖代々の功績を記述している箇所、17世紀後半頃には韋徳慶が禄平州屈舎・綿花・安快・静茄・錦段・三弄6社のほか、安博州14社、温州5社、計24社の兵・民を「該管」すなわち徴税と徴兵を担当していたと記されている。²¹⁾また本家譜に収録されている諒山鎮官に宛てた韋福琴の景興6（1745）年4月十某日付申の中に、景興2（1741）年に韋福琴が禄平州・安博州の錦段・靖茄・三弄・安快・

17) 『大南寔録』正編、第一紀、卷19、嘉隆元年11月条、第12葉表。

18) 『大南寔録』正編、第一紀、卷33、嘉隆6（1807）年10月条、第11葉表。

19) 黎朝後期にも在地首長が諒山鎮官に宛てた上行文書で「転啓」という表現が見られ、当該文書の内容を上啓によって鄭王に上達することを指して使用されている〔吉川2019: 26〕。

20) 本家譜が記載する系譜が19世紀初頭で終わっており、19世紀前半に編纂されたと考えられる。詳細は吉川〔2019: 16〕を参照。

21) 「生下勇郡公韋徳慶、継襲父業、該管禄平州武総屈舎・綿花・安快・静茄・錦段・三弄六社、安博州參総東園・潺湲・不博・蘭本・春陽・太平・石□・達信・林柯・苗裔・麗遠・恒産・延樂・永康共拾肆社、枚坡総枚坡・雲農・広仁・広居・江漢五社、該共式拾肆社兵民、存各総社民、分諸兄弟守禦辺方。」〔韋家譜記〕第2葉表～裏（ランソン省博物館所蔵）

永康・恒産・延業・太平・麗遠・福勝10社における「該管」を認められたと記されている²²⁾ [同上論文：18-19]。以上の「該管」／「分管」各社の変遷を、阮朝初期に韋阮順が「分管」ないし「暫管」していた6社についてまとめたのが表2である。ここから、阮朝初期に韋阮順が「分管」ないし「暫管」していた6社は、概ね18世紀までに屈舎社韋氏が「該管」すなわち徴税・徴兵を担当してきたといえよう。²³⁾

ここから、黎朝後期の「該管」と阮朝初期の「分管」とが同義であることは間違いない。とすれば「分管」は社ごとの徴税・徴兵の担当を意味し、²⁴⁾「分民」は「分管」対象の社民、また「暫管」は本来「分管」すべき者がほかにいる社の徴税・徴兵を暫定的に担当することを、そ

表2 禄平州錦段・屈舎二総における屈舎社韋氏の「該管」「分管」の変遷

備覧 (19世紀初頭)		同慶 (19世紀末)		「該管」者／「分管」者		
社名	所属	社名	所属	17世紀後半	景興2 (1741) 年	嘉隆年間
錦段社	禄平州錦段総	繡段社	禄平州繡段総	韋徳慶	韋福琴	韋阮順→韋世堂
浄嘉社	禄平州錦段総	浄嘉社	禄平州繡段総	韋徳慶	韋福琴	韋世淳→韋阮順の「暫管」→韋世社
三弄社	禄平州錦段総	参弄社	禄平州繡段総	韋徳慶	韋福琴	韋阮順→韋世堂
屈舎社	禄平州屈舎総	屈舎社	禄平州屈舎総	韋徳慶		韋世淳→韋阮順の「暫管」→韋世社
安快社	禄平州屈舎総	安快社	禄平州屈舎総	韋徳慶	韋福琴	韋阮順→韋世堂
錦花社	禄平州屈舎総	繡英社	禄平州屈舎総	韋徳慶		韋世淳→韋阮順の「暫管」→韋世社→韋世来

凡例・典拠

備覧：『各鎮総社名備覧』（漢喃研究院所蔵 A.570）／同慶：『同慶御覧地輿誌』（Ngô Đức Thọ, Nguyễn Văn Nguyễn and Philippe Papin, eds., *Đồng Khánh Địa dư chí*, 3 tập, Hanoi, Nhà xuất bản Thế giới, 2002）

17世紀後半：「韋家譜記」第2葉表～裏（ランソン省博物館所蔵）／景興2（1741）年：「韋家譜記」第12葉裏～13葉表／嘉隆年間：『阮朝硃本』嘉隆第3集，第2葉裏～10葉裏

22) 「諒山処禄平州屈舎社藩臣・防禦僉事・因寿侯申。為陳由來歴及己身功績事。(中略) 至於辛酉年九月日，恭奉奉伝，属随前奉差督領官泰嶺侯，先鋒攻討本処賊徒瓚基，与賊交攻各陣，率先鋒，斬得四十五馘・挾銃四十四口・馬式匹，日者納在前督鎮官通納。奉陞防禦僉事職，再承奉伝，刪給旧管兵民，禄平州・安博州，錦段・靖茄・三弄・安快・永康・恒産・延業・太平・麗遠・福勝等社兵民，許韋世琴与前親兄冠寿因兄弟，同為該管，随本処心務，並無毫因。」（『韋家譜記』第12葉裏～13葉裏）なお原文中の因は一字不読を表す。この箇所の現代日本語訳は吉川 [2019: 18] を参照。

23) 景興2年の屈舎社・錦花社は、屈舎社韋氏の別の人物が「該管」していたのだろう。また17世紀後半から18世紀半ば、阮朝初期にかけて「該管」／「分管」の社数が減少しているのは、男子均分相続がおこなわれたためだろう。

24) 禄平州率礼社の韋世珠に宛てられた諒山鎮官の嘉隆17（1818）年正月14日付伝においても、高樓社の徴税を担当している藩臣韋世珠に対して、「因本分管各社留欠因粟若干，一一催収」すなわち「本分管」各社における未納の銭・粟の催促を命令している [Yoshikawa 2017: 662-664]。

れぞれ指していると考えられる。「分」は、本分、職分の意味かもしれない。²⁵⁾「管知」と「分管」の違いは不明だが、「管知」は詔（や公同付）が発給された際にのみ使用されているため、正式な承認文書に記載される「分管」と同義の表現なのかもしれない（以下、「管知」と「分管」は管轄と訳す）。²⁶⁾

次に本文書に記される他の用語を考察する。上述の引用箇所につき以下の記述がある。²⁷⁾

乙丑（1805）年、韋阮順は病死しました。ここに彼の族の故韋世淳の子韋世杜は「単申」（申式文書による申告か）して屈舎・浄嘉2社を「開認」し、韋世来は「単申」して錦花社を「開認」しました。韋世堂は以前の公同付の文言に従って屈舎・浄嘉・錦花3社を韋世杜に返還して「認取」（後述の「認管」と同義か）させ、うち錦花社韋世杜は再び韋世来に引き渡して「認管」（「分管」を引き受けること）させ、ただ故韋阮順の分民の禄平州錦段・三弄・安快3社のみ残っております。韋世堂は申によって管轄を継承することを要請し、また彼の父が「本分」として謹んで受け取った詔文一道を返納しました。

これによれば嘉隆4（1805）年に韋阮順が病死し、韋世淳の子韋世杜が屈舎・浄嘉2社を、韋世来が錦花社を、それぞれ「開認」した。そこで韋世堂は以前の嘉隆元年に発給されていた北城総鎮の付に従い、屈舎・浄嘉・錦花3社の管轄を韋世杜に返還して韋世杜が「認取」し、錦花社は韋世杜から韋世来に引き渡して韋世来が「認管」した。その結果、韋阮順の「分民」としては錦段・三弄・安快3社が残り、韋世堂が管轄の継承を要請した。

これらの用例を踏まえると、「認管」は「分管」を引き受けることを意味し、新たに「分管」する場合や「分管」する者が変更する場合に用いられている。「認取」も同様の用法だと思われる。「認」は現代ベトナム語の「nhận」（受ける、引き受ける）に当たるのだろう。²⁸⁾ また嘉隆元年に首長が自身の旧来の「分民」を継続して「分管」することを要請する場合や、他者の「分民」の「分管」を要請する場合に「～～社を開認す」という表現が使われ、「分管」者が変わる際に、新たに「分管」する者が「～～社を開認す」と記される用例も多い。「開認」は、「分管」を引き受ける（「認」）ことを申告（「開」）することを意味するのだろう。

25) 阮朝地簿に記される「分耕」の「分」も同様の意味である可能性もある。

26) 前掲（注7）の引用史料に「分管某兵知某民」という表現があるため、「管」が徴兵、「知」が徴税を指すのかもしれない。

27) 「乙丑年、韋阮順病故。茲伊族前韋世淳親子韋世杜単申開認屈舎・浄嘉式社。韋世来単申開認錦花社。其韋世堂照旧付詞交回韋世杜，認取屈舎・浄嘉・錦花參社，内錦花社韋世杜再囑交韋世来認管，只存前韋阮順分民禄平州錦段・三弄・安快參社。其韋世堂申乞襲管，再將伊親父本分欽受○詔文壹道繳納。」『阮朝硃本』嘉隆第3集，第9葉表～裏。

28) 陳朝期の金石史料にも寺院への寄進地について「争認」という語が出現し、「認」は自分の田地とみなしそれを主張すること、「争認」は自分の田地と主張し争うこと、と解釈されている〔桃木 2011: 123（注47）〕。これと同様の用法だろう。

以下、本文書で挙がっている事例を鎮ごとに考察していくが、先行研究が北部山地の首長を論じる際は著名な有力首長の事例に偏る傾向があり〔吉川 2022a: 17-18〕、当該地域の社会変容を考察するためには著名ではない非有力首長の動向も考察する必要がある。本文書には編纂史料に含まれない北部山地の在地首長に関する貴重な情報が含まれるので、長くなるが全事例を取り上げる。

II 阮朝初期の北部山地における在地首長の動向

1. 太原・宣光二鎮

太原・宣光二鎮の事例8件 (No. 1-8) のうち7件は、原貫や管轄対象の各社の名称や表記の修正の事例である (No. 1-5, 7, 8)。まず太原鎮の事例から取り上げる。

通化府感化県蕤沌社²⁹⁾の雄堅支右雄校³⁰⁾一隊正隊長丁玼璋 (No. 7) は嘉隆元年、原貫を申告した際に他人に代筆を依頼し、感化県蕤沌社を感化県淳従社と誤った。そのため鎮官が丁玼璋の申告に基づき簿を修正して北城総鎮に申で報告し、北城総鎮が「転奏」して朝廷に報告した。嘉隆3年に公同付が発給され、そこでも貫が淳従社と記載されていたため、丁玼璋は淳従社を蕤沌社と修正するよう要請しているという。³¹⁾

感化県丁玼氏については、『大南寔録』正編、嘉隆8 (1809) 年3月条³²⁾に「雄堅支副長支丁玼珠」が登場する。また1830年代に各地で動乱が発生した際の文書群を収録した『欽定剿平北圻逆匪方略正編』³³⁾には、太雄奇³⁴⁾七隊該隊丁玼璣や太雄奇副管奇丁玼瓚らが登場する。³⁵⁾一方感化県の土司で文官系統の官職を帯びている者としては、感化県試差土知県農勢勝や感化

29) 『各鎮総社名備覧』(漢喃研究院所蔵 A.570/2) によれば太原処通化府感化県上関総に属している。

30) 『欽定大南会典事例』巻146, 兵部, 直省軍号, 太原, 第19葉表 (西南師範大学出版社, 2015年) に「嘉隆元年, 揀該轄土兵五百二十六人, 東補雄堅支六校該十二隊。」とあり, 嘉隆元年に太原鎮レベルの軍隊として雄堅支が設置され, 雄堅支には6校12隊が含まれていたという。右雄校は雄堅支に属す校の一つだろう。

31) 「雄堅支右雄校一隊正隊長璋丁玼璋 (通化府感化県蕤沌社)。由伊開謂伊原貫感化県蕤沌社。壬戌年, 伊開由借人代写, 謬着為感化県淳従社。伊鎮旧鎮守記・協鎮祐拋伊開由修簿, 通申旧総鎮官転奏。甲子年, 奉公同付, 亦着伊貫淳従社。茲伊乞改写伊貫淳従社為伊貫蕤沌社。」『阮朝硃本』嘉隆第3集, 第5葉裏~6葉表。

32) 『大南寔録』正編, 第一紀, 巻37, 嘉隆8 (1809) 年3月条, 第10葉表。

33) 漢喃研究院所蔵 VHv2701。なお本史料の複写が完了していない箇所についてはフランス極東学院所蔵本 (FR EFEO VIET/A/Hist. 20) で補った。

34) 『欽定大南会典事例』巻146, 兵部, 直省軍号, 太原, 第19葉表に「明命二年, 改東雄堅支十二隊為太原奇九隊。七年, 改太原奇為太雄奇。」とあり, 雄堅支が明命2年に太原奇, ついで明命7年に太雄奇と改称されたことがわかる。なお太雄奇への改称について, 『大南寔録』は明命8 (1827) 年8月条にかける (『大南寔録』正編, 第二紀, 巻40, 明命8年8月条, 第35葉表)。

35) 丁玼璣は『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻19, 明命14年8月12日条; 同巻20, 明命14年8月19日条; 同巻21, 明命14年8月23日条; 同巻29, 明命14年11月9日条など, 丁玼瓚は同巻19, 明命14年8月11日条, 8月12日条などを参照。また丁玼璣・丁玼斌・丁玼珍がいずれも土司と記されている (同巻19, 明命14年8月12日条; 巻20, 明命14年8月19日条)。

県土吏目丁善鉛などが登場するが、³⁶⁾ いずれも丁珖氏ではない。おそらく丁珖氏は軍事面で阮朝の地方支配に協力していたのだろう。

太原鎮通化府白通州高上社³⁷⁾の雄堅支右雄校二隊正隊長岑廷会の事例(No. 8)では、嘉隆元年に原貫を申告した際に他人に代筆を依頼し、高上社を高丘社と誤った。また鎮官が岑廷会の申告に基づき簿を修正した際に、さらに右雄校一隊正隊長(本来は右雄校二隊正隊長)と登録してしまったという。³⁸⁾ 白通州岑廷氏は管見の限り他史料に登場しない。白通州の在地首長としては、麻世氏³⁹⁾や何仕氏⁴⁰⁾などが黎朝後期～阮朝初期に有力だったと思われるが、⁴¹⁾ 本文書からは編纂史料中に現れない首長が正隊長を授与されていることがわかる。

宣光鎮については、まず渭川州平衡社⁴²⁾の雄一校⁴³⁾正属校麻福坪・藩臣麻福青の事例(No. 1, 2)を取り上げる。嘉隆元年、麻福坪は軍に至り、渭川州6社の管轄、麻福青との平衡社の共同管轄を申告した。⁴⁴⁾ その際に他人に代筆を依頼し、各社の名を誤った(楽泮社→楽絆社、扶

36) 農勢勝は『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻20, 明命14年8月19日条; 8月20日条; 同巻21, 明命14年8月23日条, 丁善鉛は『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻34, 明命14年12月26日条; 同巻35, 明命15年正月7日条などに登場する。なお『大南一統志』巻35, 太原省, 建置沿革, 感化県(東洋文庫所蔵X-2-28)には「藩臣麻氏継襲」とある。

37) 『各鎮総社名備覧』によれば太原処通化府白通州下効総に属している。

38) 「雄堅支右雄校二隊正隊長会岑廷会(通化府白通州高上社)。由伊開謂伊原貫白通州高上社。壬戌年, 伊開由借人代写, 謬着為高丘社。是年伊鎮旧鎮守記・協鎮祐權補伊為右雄校二隊正隊長, 而旧鎮守記・協鎮祐拋伊開由修簿, 亦謬着伊貫高丘社, 又謬着伊為伊校一隊正隊長, 通申旧鎮官軫奏。甲子年, 奉公同付, 伊為一隊正隊長, 亦着伊貫高丘社。頗伊校一隊已有丁珖璋為正隊長。伊仍旧為二隊正隊長。今伊乞改写一隊為二隊, 又改写伊貫高丘社為伊貫高上社。」『阮朝硃本』嘉隆第3集, 第6葉表。

39) 阮朝初期の宣慰大使麻世固(『大南寃録』正編, 第一紀, 巻18, 嘉隆元(1802)年9月条, 第27葉裏～28葉表; 巻26, 嘉隆4(1805)年正月条, 第4葉表～裏など)や1833年の太雄奇八隊該隊麻世陳(『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻36, 明命15年正月24日条)など。またバクカン省博物館には保泰4(1723)年7月に鑄造された銅鐘が所蔵されているが、そこには「太原処通化府白通州安盛社那都寨正右首号左校点翰寿侯」という肩書を持つ麻世伝が登場する。本鐘は麻世伝が永福寺なる寺院に寄贈するために鑄造したものであり、18世紀前半から麻世氏が有力な在地首長だったといえよう。筆者は2014年12月25日に本鐘を実見した。なお2015年10月21日にバクカン省博物館でおこなった聞き取りによると、永福寺の跡がxã Yên Thượng, huyện Chợ Đồnにあるという。

40) 1833年の白通州土知州何仕莊(『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻19, 明命14年8月2日条; 巻20, 明命14年8月19日条; 巻21, 明命14年8月23日条)など。また永盛12(1716)年鑄造の「焯鑄洪鍾塗山寺記」と題する銅鐘(バクカン省人民委員会の敷地内に安置されている。筆者は2015年10月21日に実見)には、「白通州楊光社巡守官參督香郡公何仕益・親男右校点輝武侯何仕基」や「絃繡社防禦使滾義侯何仕盤」, 「清韻社防禦僉事挾廷伯何仕蛮」, 「広白社防禦僉事嘗勝伯何仕童」らが本鐘の鑄造に際して銅錢の寄付をおこなっている。また永盛2(1706)年鑄造の「花山寺鐘記」(thôn Bó Lịn, xã Vi Hương, huyện Bạch Thông。筆者は2015年10月22日に実見)では何仕益は「本処首号官署衛事・香郡公」, 何仕基は「輔導・輝武伯」の肩書をそれぞれ帯び、本鐘の鑄造にあたり使錢10貫・銅50鎰5両を寄付している。そのほか白通社均平社の「副該隊囉義侯何仕評」も使錢2貫を出資している。

41) そのほか『大南一統志』巻35, 太原省, 建置沿革, 白通州には「藩臣黃氏継襲」とある。

42) 『各鎮総社名備覧』によれば、宣光処渭川州玉衢総に属している。

43) 『欽定大南会典事例』巻146, 兵部, 直省軍号, 宣光, 第13葉表に「嘉隆元年, 揀点該轄土兵一百六十九人, 束補雄一校兵。」とあり、嘉隆元年に宣光鎮レベルの軍隊として雄一校が設置されたという。

44) 『各鎮総社名備覧』宣光処渭川州によれば、衡枚・楽絆・平衡・恒産4社は玉衢総、平沙社は仁陸総、

鸞社→扶輪社, 平衡社→憑衡社)。また麻福青も平衡社の共同管轄を申告した際に他人に代筆を依頼し, 平衡社を憑衡社と誤った。嘉隆3年, 鎮官が簿を修正したが, 彼らの貫平衡社を平衡社, 管轄している平沙社を平汝社と記載し, さらに麻福瑛・麻福青が7社を共同管轄すると記載した。鎮官がその内容を北城総鎮に報告し, 北城総鎮が「転奏」した結果, 麻福瑛に詔, 麻福青に公同付が発給され, 麻福瑛を雄一校正属校に任命し, 麻福瑛・麻福青で7社を共同管轄すると記載されたという。⁴⁵⁾ 宣光鎮渭川州の在地首長については麻福某のほか, 他史料では麻仲某が見られるが,⁴⁶⁾ 中字で区別する習慣があったかどうかは不明である。また, 管見の限り麻福某は他史料には登場しない。

福安県同安社の隊長梁廷輝・藩臣梁廷樸の事例 (No. 3, 4) では, 梁廷輝は福安県 15 社を管轄し, 梁廷樸は福安県 8 社 1 坊 2 管を「分管」しており,⁴⁷⁾ 嘉隆元年に申告した際に他人に代筆を依頼して各社の名称などを誤記したという (秀嶺社→繡嶺社, 登稔社→姜稔社, 雄異社→碩異社, 綺羅社→琦羅社, 広市坊→広市社)。⁴⁸⁾ 宣光鎮福安県 (咸安県)⁴⁹⁾ の在地首長について

ㄨ 扶鸞社は扶鸞総に属している。率儉社は不明。

- 45) 「雄一校正属校瑛麻福瑛 (安平府渭川州平衡社)。由伊開謂伊旧分管渭川州衡枚・楽絆・平沙・扶鸞・率儉・恒産陸社, 又与麻福青同管平衡社。壬戌年, 伊詣軍投由, 借人代写謬着楽絆社為楽泮社, 扶鸞社為扶輪社, 平衡社為憑衡社。甲子年, 伊鎮旧鎮守鑑・協鎮忠修簿摺伊開由内謬着伊貫平衡社為平衡社, 平沙社為平汝社, 再謬着伊与麻福青同管伊柒社, 通申旧総鎮官転奏。是年欽〇詔放伊為雄一校正属校, 再与麻福青同管伊柒社。自伊欽領〇詔文返回依旧分管陸社, 再与麻福青同管壹社。茲伊乞改写「伊分管衡枚・楽絆・平沙・扶鸞・率儉・恒産陸社, 再与麻福青同管平衡壹社」。又乞改写伊貫平衡社為平衡社, 伊分管憑衡社為平衡社, 平汝社為平沙社, 楽泮社為楽絆社, 扶輪社為扶鸞社。藩臣青麻福青 (安平府渭川州平衡社)。由伊開謂伊旧与麻福瑛同管渭川州平衡社。壬戌年, 伊投由借人代写謬着平衡社為憑衡社。甲子年, 伊鎮旧鎮守鑑・協鎮忠摺伊開由修簿, 又謬着伊貫平衡社為平衡社, 与謬着伊与麻福瑛同管衡枚・楽絆・平沙・扶鸞・率儉・恒産・平衡柒社, 通申旧総鎮官転奏。日者奉公同付, 伊与麻福瑛同管柒社。自伊奉領付詞返回, 依旧与麻福瑛同管壹社。存陸社依旧[圖]交麻福瑛独管。茲伊乞改写「伊与麻福瑛同管平衡壹社」与改写伊貫平衡社為平衡社, 伊分管憑衡社為平衡社。」〔阮朝硃本〕嘉隆第3集, 第4葉表~裏。
- 46) 麻仲氏については1833年の渭川州土知州麻仲岱 (『欽定剿平北圻逆匪方略正編』卷19, 明命14年8月9日条; 卷20, 明命14年8月21日条) や土司麻仲略 (『欽定剿平北圻逆匪方略正編』卷19, 明命14年8月4日条; 卷30, 明命14年11月15日条) など。なお『大南一統志』では「土酋麻氏世襲」と記されている (『大南一統志』卷32, 宣光省, 建置沿革, 渭川県)。
- 47) 『各鎮総社名備覧』宣光処福安県によれば, 同安総に同安社, 琅館総に程琅・琅館・黄琅・花山・弘毅・弘任・文安7社, 雄異総に□溪・秀鍾・豊稔・寧異・秀嶺・登稔・雄異・春枚8社, 中門総に中門・綺羅・靈山・□山・弘法・莊持・仙隴・春徽8社と広市坊が, それぞれ属している。
- 48) 「隊長輝梁廷輝 (安平府福安県同安社)。由伊開謂伊旧分管福安県呈琅・琅館・黄琅・花山・弘毅・弘任・文安・□溪・秀鍾・豊稔・寧異・秀嶺・登稔・雄異・春枚共拾五社。壬戌年, 伊借人開由, 謬写秀嶺社為繡嶺社, 登稔社為姜稔社, 雄異社為碩異社。甲子年伊鎮旧鎮守鑑・協鎮忠摺伊開由修簿, 通申旧総鎮官転奏。日者奉公同付, 許伊管知伊拾五社, 亦着秀嶺社為繡嶺社, 登稔社為姜稔社, 雄異社為碩異社。茲伊乞改写繡嶺社為秀嶺社, 姜稔社為登稔社, 碩異社為雄異社。藩臣樸梁廷樸 (安平府福安県同安社)。由伊開謂伊旧分管福安県中門・綺羅・靈山・□山・弘法・莊持・仙隴・春徽等捌社, 又広市坊, 三岐巡二管, 共拾壹社坊管。壬戌年, 伊投由借人代写, 謬着綺羅社為琦羅社, 広市坊為広市社。甲子年, 伊鎮旧鎮守鑑・協鎮忠摺伊開由修簿, 通申旧総鎮官転奏。日者奉〇公同付, 伊管知伊等社。茲伊乞改写琦羅社為綺羅社, 広市社為広市坊。」〔阮朝硃本〕嘉隆第3集, 第4葉裏~5葉表。
- 49) 明命3 (1822) 年に福安から咸安に改称されている (『大南一統志』卷32, 宣光省, 建置沿革, 咸安県)。

は、『欽定剿平北圻逆匪方略正編』には咸安県試差土知県阮文表,⁵⁰⁾ 咸安県土吏目梁廷漆,⁵¹⁾ 土目梁廷瑠⁵²⁾などが挙げられている。『大南一統志』でも「土酋梁氏継襲」⁵³⁾と記されており、梁(廷)氏は福安県で代表的な在地首長だったことがわかる。

また保楽州安銘社の藩臣阮允伍(No. 5)の事例では、嘉隆元年に原貫を申告した際に他人に代筆を依頼し安銘社⁵⁴⁾を百的社と誤ったという。⁵⁵⁾ 保楽州の在地首長としては、阮朝に反旗を翻した土知州農文雲らが属す農氏や保楽州土吏目麻仕榮らが属す麻仕氏が知られているが[Nguyễn Thị Hải 2018: 103–134; Poisson 2004: 121–122]、『欽定剿平北圻逆匪方略正編』には阮允氏として土司阮允高,⁵⁶⁾「原村分管阮允章」,「栄村分管阮允義」,「里長阮允勝」⁵⁷⁾などが登場する。安銘社・百的社・有永社が位置する現在のハザン省イエンミン Yên Minh 県一帯が、彼らの勢力範囲だったのだろう。⁵⁸⁾

宣光鎮の最後の事例は、「負債を抱えて逃亡していたが、いま軍で自首し分民を『認』することを要請している」首長の事例である(No. 6)。大蛮州松軒社の藩臣何徳瑠・藩臣何徳碩・親弟何徳泰が金馬・苦舎・金苔・苔満・花都5社、何徳壬は松軒・安琅2社をそれぞれ管轄しており,⁵⁹⁾ 嘉隆元年に北城で報告し総鎮官の付が発給されて「管牧」(「分管」と同義で徴税・徴兵の管轄か)が認められた。嘉隆2(1803)年に何徳壬が逃亡した後に病死し(逃亡理由など詳細は不明)、何徳壬の子何徳安が7歳と幼いため、何徳瑠・何徳碩が暫定的に管轄することとなった。嘉隆4年に「単申」して金馬・苦舎2社を「内族」(父方の族人)何維儒⁶⁰⁾に譲り、何維儒に公同付が発給されて当該2社の管轄が認められたため、松軒・安琅・金苔・苔満・花都5社のみが残った。嘉隆6(1807)年に飢饉が発生し、社民の税額未納が蓄積したことで、

50) 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』 卷19, 明命14年8月13日条; 卷22, 明命14年9月4日条; 卷24, 明命14年9月17日条; 卷33, 明命14年12月11日条; 卷35, 明命15年正月11日条など。なお明命14年12月11日条には「加衛土知府」とあるので、それまでに咸安県試差土知県に加えて土知府の銜が授与されたようである。

51) 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』 卷22, 明命14年9月4日条。

52) 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』 卷35, 明命15年正月11日条。

53) 『大南一統志』 卷32, 宣光省, 建置沿革, 咸安県。

54) 『各鎮総社名備覧』(A.570/2) 宣光処保楽州によれば雲光総に百的社が、東光総に安銘社がそれぞれ属している。

55) 「藩臣阮允伍(安平府保楽州安銘社)。由伊開謂伊原貫保楽州安銘社。壬戌年, 伊投由借人代写, 謬着伊貫百的社。甲子年, 伊鎮旧鎮守鑑・協鎮忠拋伊開由修簿, 通申旧総鎮官轉奏。日者奉公同付, 伊管知百的・安銘式社, 亦着伊貫百的社。茲伊乞改写伊貫百的社為伊貫安銘社。」『阮朝硃本』 嘉隆第3集, 第5葉裏。

56) 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』 卷20, 明命14年8月21日条; 卷35, 明命15年正月11日条。

57) 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』 卷30, 明命14年11月15日条。

58) 安銘社・百的社・有永社はそれぞれ現在の TX Yên Minh, xã Bạch Đích, xã Hữu Vinh に比定される。

59) 『各鎮総社名備覧』(A.570/2) 宣光処大蛮州によれば金馬・苦舎・金苔・苔満・花都・松軒6社は古霊総に属している。安琅社は不明。

60) 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』 卷19, 明命14年8月13日条や同卷20, 明命14年8月21日条に記載される大蛮州古霊社土司何惟爛は、彼と同じ首長集団に属す可能性もあろう。古霊社は古霊総に属し、何徳氏の本貫松軒社とも近接している。

彼らは借金して未納分の税額を償わなければならず、何度も「財人」(債主)⁶¹⁾に追及されることとなった。嘉隆7~8(1808~1809)年にかけて何徳瑠・何徳碩・何徳泰は負債を抱えて逃亡し、何徳泰は帰還せず、何徳瑠・何徳碩は北城にやって来て、松軒・安琅2社をオイ何徳安⁶²⁾(この時点で15歳)に引き受けさせることおよび金苔・苔満・花都3社を管轄することを要請した。⁶³⁾

本事例から、社民の税額未納が蓄積すると当該社の徴税を管轄する首長が負担しなければならなかったことなどがわかる。本文書では何徳瑠らが借金のために「逃げた」と記されているが、彼らが徴税を阮朝に対する強い義務と認識していたかは不明で、彼らが時に阮朝の支配に協力する一方で時に阮朝の支配から離脱する存在だった可能性は十分にあるだろう。また、一時的に何徳瑠らが阮朝への義務を放棄しても再び阮朝の支配に協力していることから、彼らが阮朝との関係を維持することに利益を見出していたこともわかる。官職授与を通じた権威強化や隣接する清朝側の土官との対立(国家間関係においては境界紛争という形であらわれる)[Vũ Đường Luân 2016]が起り得る状況下でのベトナム国家の承認の獲得などが考えられよう。⁶⁴⁾

大蛮州の在地首長については、聚龍銅山の銅税を管轄していた麻允氏が有名だが[Poisson 2004: 122], 本文書からは、その麻允氏以外にも何徳氏がベトナム王朝から官職を授与されていると同時に、各社における徴税・徴兵を管轄していたことがわかる。

2. 諒山鎮

諒山鎮については、まず嘉隆元年に「他員の『分民』の『暫管』を要請したが、鎮員が簿を修正する際に誤って彼らの『本分管』と登録した2事例のうち、前述の禄平州屈舍社の藩臣韋世堂の事例(No. 14)は省略し、文淵州野岩社の正首校何国駟の事例(No. 13)を取り上げる。何国駟は嘉隆元年、兄何国驍と共に北城に至り前祖父の管轄対象である文淵州9社、温州2社、

61) 『黎朝詔令善政壹本』(漢喃研究院蔵A.257)巻2, 戸属, 徳隆6(1634)年冬12月, 申明舉行令に「一、係財人有銀錢財物与人受債, 人或牽期未有還債, 有還未足数, 其財人应投告衙門勘追財物」とあり、黎朝後期の法令においても「財人」が債主をあらわす用語として使用されている。

62) 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』でも何徳安は大蛮州(原)土司と記されている(巻26, 明命14年10月16日条; 巻33, 明命14年12月11日条)。

63) 「藩臣瑠何徳瑠(大蛮州松軒社以下)・藩臣碩何徳碩。由壬戌年伊等与親弟何徳泰・堂兄何徳壬詣城投由。日者伊等与徳泰開認金馬・苔舍・金苔・苔満・花都五社, 徳壬開認松軒・安琅式社, 承旧総鎮官付詞仍旧管牧。癸亥年, 徳壬被狂病棄民而去。伊鎮鎮守泰・前協鎮濡・旧參協展權付伊等暫管松軒・安琅式社。是年徳壬病死。其子徳安年方七歳, 致伊等仍存暫管。甲子年, 奉公同付, 伊等与徳泰同管此柒社。乙丑年, 伊等単申交回内族何維儒認管金馬・苔舍式社。其何維儒已奉公同付, 管知伊式社。只存伊等分管松軒・安琅・金苔・苔満・花都五社。丁卯年, 地方飢饉, 伊等社民積欠租税。伊等領債償納, 累被財人追問。至戊辰・己巳等年, 伊等与何徳泰並逃。茲何徳泰逃別未回。惟伊式員就城首伏乞認伊分民五社, 再申乞圖交堂任何徳安認管松軒・安琅式社, 只存伊等分管金苔・苔満・花都參社。伊乞納公同付, 候蒙改写。』『阮朝硃本』嘉隆第3集, 第9葉裏~10葉表。

64) 何徳泰も明命14年に大蛮州土吏目と記されているので、阮朝の支配下に戻ったと思われる(『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻19, 明命14年8月2日条; 巻34, 明命14年12月28日条)。

文関州4社、計15社の管轄を申告したが、その際に他人に代筆を依頼し、各社の名を誤った（時強社→恃強社、泉友社→全友社、憑戎社→平戎社、繁花社→煩花社、莒舎社→呂舎社、広廩社→広瘼社）。また何国驍の管轄対象である文淵州春光社、阮廷銘の管轄対象である永逸社・上下隴社、何国憑の管轄対象である安越社、計4社の暫定的な管轄を要請し、北城総鎮官は許可した。春光社は何国驍が黎朝期の示式文書（鎮官から首長に宛てた下行文書で、何らかの命令を伝達する機能を持っていた〔吉川 2019: 9-10〕）を提出しなかったために管轄が認められず、何国驍の「暫管」としたとあるので、嘉隆元年に首長たちが申告する際に阮朝以前の時期の文書が証拠とされていたことがわかる。またこの事例では、何国驍は阮廷銘・何国憑の管轄対象の暫定的な管轄を要請しているため、後述する他者の管轄対象を自身の管轄と偽って申告した事例とは異なり、何国驍は彼らが本来の管轄者であることを認めたくて阮朝側に申告したとも思われるが、詳細は不明である。またしかし嘉隆3年に諒山鎮官が簿を修正した際に、何国驍と何国驍が19社を管轄していると登録し、何国驍には詔、何国驍には公同付がそれぞれ発給され、19社を管轄していると記載されていた。嘉隆8年、阮廷銘は永逸・上下隴2社、何国憑は安越社の管轄をそれぞれ申告し、何国驍は既に病死していたため、何国驍は何国驍の子何国恩と当該3社（永逸社・上下隴社・安越社）を返還した。⁶⁵⁾ 何国驍と何国驍は嘉隆元年の申告時に他人に代筆を依頼しており、かつ社名の誤記にも気付いていなかったようなので、漢文を十分に読み書きできなかったと考えられるが、嘉隆3年に発給された詔と公同付の内容を嘉隆8年まで理解できなかったか、あるいは精読していなかったかのどちらかだろう。

次に「壬戌年に事情を申告し他員の『分民』を『開認』したが、いま既に以前『管』していた者に返還」した4事例が挙がっている。先の何国驍の事例と異なり、他首長の管轄対象を自身の管轄として申告した事例である。まず諒山鎮脱朗州黄同社の正首校阮廷彪の事例（No. 9）を取り上げる。嘉隆元年、阮廷彪は旧来の管轄対象である脱朗州琦羅・楽墟2社、文淵州仁里・

65) 「正首校駢何国駢〈長慶府文淵州野岩社〉。由伊開謂壬戌年伊投由借人代写謬着時強社為恃強社，泉友社為全友社，憑戎社為平戎社，繁花社為煩花社，莒舎社為呂舎社，広廩社為広瘼社。又是年伊詣城投由与伊親兄前何国驍開認前祖父分民文淵州野岩・平蕩・憑戎・金菊・直尋・浩育・泉友・河広・広廩攻社，温州嘉祿・時強式社，文関州富安・良能・莒舎・繁花肆社，共拾五社。又開認何国驍分民文淵州春光社。其春光社旧黎督鎮官示給尚在本貫，無以出呈值簿員，前知簿璜不許開為本分管，致伊開乞暫管。又開乞暫管阮廷銘本分民永逸・上下隴式社，何国憑分民安越社，共參社。日者承旧總鎮官付詞許伊仍旧管拾五社，再暫管春光・安越・永逸・上下隴肆社。如有旧管員開認宜再交還。甲子年，旧鎮守瑞・協鎮宣拋伊開由修簿，再謬着伊与前何国驍分管拾玖社，無有顯着伊等暫管某社。是年欽奉○詔放公同付伊与前何国驍每員老道，亦拋此簿照写許伊等管知拾玖社。庚寅〔午？〕年，本藩阮廷銘單申開認永逸・上下隴式社，何国憑單申開認安越社。其何国驍經已病故。伊与何国驍親子何国恩開詞交回阮廷銘・何国憑認管伊參社，只存文淵州野岩・金菊・直尋・平蕩・憑戎・河広・広廩・泉友・浩育等攻社，温州嘉祿・時強式社，文関州富安・良能・繁花・莒舎肆社。又春光社旧黎示給現存，伊乞仍旧認管。其有伊鎮藩臣阮廷答・阮克厚・阮廷銘各員同認實共伊分管拾陸社。伊申乞許親任便宜正属校何国恩与伊同管。再通納○詔文，候蒙改写恃強社為時強社，全友社為泉友社，平戎社為憑戎社，煩花社為繁花社，呂舎社為莒舎社，広瘼社為広廩社。存何国恩通將伊親父分受○公同付詞繳納。」『阮朝硃本』嘉隆第3集，第8葉表～裏。

均勞・探春・雄勝4社、温州昌銘・協下・雲農3社、計9社の管轄を申告したが、その際に阮廷銘（後述するように貫は文淵州保林社）の管轄対象である文淵州珠卷社、何国栄の管轄対象である温州帰厚・雲岩2社も偽って申告した。珠卷社は阮廷彪の貫黄同社に隣接しており、また帰厚・雲岩2社は阮廷彪が管轄していた昌銘社と同じ総に属しているため、⁶⁶⁾ さほど苦勞なく管轄できると考えたのだろう。嘉隆3年に詔が発給され、中雄校正首校に任じられると共に当該12社の管轄が認められた。ここからは、嘉隆元年の阮朝は阮廷彪の申告を一方的に認めていることが窺える。嘉隆8（1809）年、阮廷銘が文淵州珠卷社、何国栄が温州帰厚・雲岩2社の管轄をそれぞれ申告したため、阮廷彪は返還し、阮廷銘・何国栄が管轄を引き受けた。また温州昌銘社は阮廷彪のオイの阮廷答、⁶⁷⁾ 文淵州探春・雄勝2社は弟の阮廷網が、それぞれ管轄を引き受けた。これによって阮廷彪の管轄は6社のみとなったため、阮廷彪は詔を納入して修正を要請している。⁶⁸⁾

続く脱朗州有秋社の正属校阮廷瓊（No. 10）、文淵州淵汨社の便宜副首校阮廷灝（No. 11）の事例もおおむね阮廷彪の事例と同様である。阮廷瓊は親弟阮廷琨・堂弟阮廷樸⁶⁹⁾ と共に軍の駐屯地に至り、旧来の管轄対象である脱朗州有秋・鍾山・洛陽・丕美4社、文淵州同登社計5社の管轄を申告したが、その際に、土民陳文忠と共に阮廷琨の養父の管轄対象である茶岩社、阮廷錦の親父の管轄対象である檳榔・安化2社の管轄を申告した。これらの3社はいずれも阮廷瓊の貫有秋社に隣接している。⁷⁰⁾ 嘉隆3年には詔が発給され、承認されている。嘉隆5（1806）

66) 『各鎮総社名備覧』によれば琦羅・楽墟2社は脱朗州安化総に属し、現在のランソン省ヴァンラン Vãn Lăng 県アンフン An Hùng・タインロン Thanh Long 社、仁里・均勞・探春・雄勝4社はいずれも文淵州仁里総に属し、現在のヴァンラン県タンミ Tân Mỹ・ホアンヴァントウ Hoàng Văn Thụ・ニャットキ Nhật Kỳ 各社南部、珠卷社は現在のカオロク Cao Lộc 県トウイフン Thuy Hùng 社、温州昌銘・帰厚・雲岩3社は温州長桂総に属し、現在のヴァンクアン県タンドアン Tân Đoàn 社、協下社は温州山莊総に属し、現在のロクビン県ヒエプハ Hiệp Hạ 社、雲農社は温州枚坡総に属し、現在のドンキン Đông Kinh 坊近辺に、それぞれ比定される。なお黄同社は現在のランソン市ホアンドン Hoàng Đông 社に当たる。

67) 阮廷答は嘉隆4年に作成された永寨社の地簿でも「黄同社藩臣」と記載されている（『諒山省脱朗州有秋総永寨社地簿』（国家第一公文書館所蔵、No. 3517））。

68) 「正首校阮廷彪（長慶府脱朗州黄同社）。由伊開謂壬戌年伊謂詣城投由、開認旧分民脱朗州琦羅・楽墟式社、文淵州仁里・均勞・探春・雄勝肆社、温州昌銘・叶下・雲農參社、共玖社、再冒開認阮廷銘分民文淵州珠卷社、何国栄分民温州帰厚・雲岩式社、共拾式社。甲子年欽〇詔放伊為中雄校正首校、再管知伊拾式社。己巳年、阮廷銘単申開認珠卷社、何国栄単申開認帰厚・雲岩式社。其阮廷彪自甘冒認、開詞交回阮廷銘・何国栄認管。庚貴〔午？〕年伊単申乞交昌銘社許伊親侄阮廷答認管、与暎交探春・雄勝式社、許伊親弟阮廷網認管。共陸社只存、伊分管脱朗州琦羅・楽墟式社、文淵州仁里・均勞式社、温州叶下・雲農式社、共陸社。伊乞納本分詔文、候蒙改写。』『阮朝硃本』嘉隆第3集、第6葉表～裏。

69) 脱朗州有秋社阮廷氏の家譜では、阮廷瓊（1764～？）は第17代として記載されるが、阮廷琨・阮廷樸は記載されていない。なお有秋社阮廷氏の家譜は、ランソン省ヴァンラン県ホアンベト Hoàng Việt 社ナーアン Nà Ấng 村居住の Nguyễn Đình Thom 氏が所蔵する「祿命之書」（1896年書写）を利用した（筆者は2015年10月14日撮影）。本家譜の収集にあたっては、実地調査の前に伊藤正子氏から史料のコピーを頂いた。ここに記して感謝申し上げます。

70) 『各鎮総社名備覧』によれば茶（鄰）岩社と檳榔社は脱朗州有秋総に属し現在のホアンベト社北部お

6 (1807) 年、陳文忠・阮廷琨が病死、阮廷樸が負債で逃亡し、また嘉隆8年に阮廷珪が茶岩社、阮廷錦が檳榔・安化2社の管轄をそれぞれ申告したため、阮廷瓊は返還を認めたとする。⁷¹⁾ 阮廷瓊・阮廷琨は、嘉隆4 (1805) 年に作成された有秋社の地簿でも藩臣として登場する。⁷²⁾ 阮廷瓊は明命2 (1821) 年3月25日付、阮廷琨と阮廷樸は同年3月20日付で、それぞれ中一号属号に任命されている。⁷³⁾ そもそも脱朗州有秋社阮廷氏は諒山鎮の中で有力な首長集団のひとつであるが、阮廷瓊らはその中の代表的人物といえよう。一方嘉隆元年に阮廷瓊らが偽って申告した茶岩社を管轄してきた阮廷珪は嘉隆元年8月に守隘号副首号に任命され、⁷⁴⁾ 阮廷氏の家譜 (注69参照) では阮廷瓊と同様に第17代として記載され、阮廷瓊とはイトコの関係に当たる。一方阮廷錦は『大南寔録』で土司と記されているが、⁷⁵⁾ 有秋社阮廷氏の家譜や有秋社の地簿には登場しないため、脱朗州有秋社阮廷氏ではないようだ。ここから、異なる首長集団の管轄対象を偽って申告する事例もあれば、同一血縁集団に属する者の管轄を申告する事例もあったことがわかる。

続いて文淵州淵汨社の阮廷瀨は嘉隆元年に軍に至り、旧来の管轄対象である淵汨社の管轄を申告したが、その際に阮廷珪の管轄対象である先会社も申告した。⁷⁶⁾ また嘉隆2年に諒山鎮旧鎮守・旧協鎮が暫定的に守隘二校便宜副首校 (阮朝朝廷や北城総鎮の承認を得ずに鎮官が暫定的に官職を授与した際に「便宜」が付される。後述) とするのを許可し、嘉隆3年に旧北城総鎮官が差⁷⁷⁾ により阮廷瀨を油村隘副守隘とするのを許可した。嘉隆8年に阮廷珪が先会社の管

ㄨ よびタンラン Tân Lang 社近辺、安化社は脱朗州安化総に属しホアンベト社東北部に、それぞれ比定される。阮廷瓊がもともと管轄してきた脱朗州有秋・鍾山2社は現在のホアンベト社近辺に位置しており、茶岩社・檳榔社・安化社と近接している。一方脱朗州洛陽・丕美2社は現在のチャンディン Trảng Định 県ダイドン Đại Đồng 社・チフォン Tri Phương 社、同登社は現在のドンダン Đồng Đăng に位置しており、阮廷瓊の貫である有秋社からは離れている。

71) 「正属校瓊阮廷瓊 (長慶府脱朗州有秋社)。由伊開謂壬戌年伊与親弟阮廷琨・堂弟阮廷樸詣軍投由、開認旧分民脱朗州有秋・鍾山・洛陽・丕美肆社、文淵州同登社共五社。伊再与阮廷琨・阮廷樸及土民陳文忠開認阮廷珪養父分民茶岩社、阮廷錦親父分民檳榔・安化貳社、共捌社。甲子年、欽○詔放為中雄校正属校、再同与阮廷樸前阮廷琨管知有秋・鍾山・洛陽・丕美・同登・檳榔共陸社、又与前陳文忠管知茶岩・安化貳社、共捌社。丙寅年、文忠病故無子。丁卯年、廷琨病故、其子尚幼。廷樸負債在逃。如伊等社惟伊独管。庚貴 [午?] 年、阮廷珪申開認茶岩社、阮廷錦申開認檳榔・安化貳社。其阮廷瓊自甘冒認、開詞交回阮廷珪・阮廷錦認管參社、只存分管脱朗州有秋・鍾山・洛陽・丕美肆社、文淵州同登社共五社。伊乞納本分○詔文、候蒙改写。」『阮朝硃本』嘉隆第3集、第6葉裏～7葉表。

72) 「諒山省脱朗州有秋総有秋社地簿」(国家第一公文書館所蔵、No. 3493)

73) 「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第66葉表～69葉裏 (漢喃研究院所蔵 AH. a4/6)。本文書で阮廷琨は嘉隆6年に病死したとあるのは、誤りなのかもしれない。

74) 『大南寔録』正編、第一紀、卷18、嘉隆元年8月条、第15葉裏～16葉表。

75) 『大南寔録』正編、第一紀、卷45、嘉隆11 (1812) 年11月条、第17葉表。

76) 『各鎮総社名備覧』によれば淵汨社と先会社は共に文淵州淵汨総に属し、現在のタンタン Tân Thanh・タンミ Tân Mỹ 社に比定される。

77) 差は文書形式のひとつで、黎朝後期の諒山鎮では鎮官が首長に対して派遣などの任務を命じる際に用いられていた [吉川 2022b: 96]。

轄を申告したため、阮廷瀨は返還を認めた。⁷⁸⁾

また、首長ではない人物が首長の管轄対象を阮朝に対して申告する事例もある。文淵州保林社の童香雲 (No. 12) は藩臣ではないにもかかわらず、嘉隆元年に北城に至り、阮廷銘と貫が同じで保林社であると報告し、旧北城総鎮官は付により童香雲と阮廷銘が保林社を共同管轄するのを許可し、嘉隆3年に兩名にそれぞれ公同付が発給された。また同年に旧北城総鎮官は童香雲を油村隘正守隘に任命した。阮廷銘は阮廷理が守隘号副首号に任命された嘉隆元年8月に、同時に守隘号正首号に任命されており、童香雲は阮廷銘の名を出すことで阮朝に信用されると考えたのかもしれない。しかし嘉隆8(1809)年に阮廷銘が保林社を先祖代々管轄してきたことを申告し、単独管轄が認められた。一方童香雲は藩臣ではないことが判明し、守隘職が停止された。⁷⁹⁾ 油村隘は中国商人の出入国が認められた地点であり、守隘は清朝との文書の送送や辺境防備を担う官職だった [吉川 2021: 6-9]。北城総鎮が藩臣ではない童香雲を信用して油村隘正守隘に任命したのは、北部掌握直後の阮朝にとっては緊急に辺境防備体制を構築する必要があったためだろう。

以上の事例から以下の事柄がわかる。第一に、宣光鎮における「分管」の存在である (No. 1-6)。ここから、18世紀半ば以降の諒山鎮 [吉川 2019] だけでなく、阮朝初期までには宣光鎮においても首長が社ごとの徴税・徴兵を担当していたことがわかる。嘉隆年間の税制を考察した岡田 [2016: 22-23] によれば、田税・丁税・兵役を課される実納民 (土民) が外鎮全六鎮に登録されており (むろん徴税・徴兵がどの程度有効に実施されていたかは不明だが)、首長が社ごとに徴税・徴兵を担当する形式は外鎮全鎮で同様だったと思われる。

第二に、本文書が発出された目的が各首長の貫や管轄対象の修正にあることである。発出時期から考えて嘉隆9年の首長リスト作成の際におこなわれたと考えられるが、とすれば同リストでは各首長の姓名、貫、官職、管轄対象などを列挙していたと考えるのが妥当だろう。すなわち阮朝初期の北部山地支配は、首長たちに官職を授与すると同時に各社の徴税と徴兵を担当させ、彼らのリストを作成して中央で情報を把握するというものだった。

第三に、太原・宣光二鎮では嘉隆元年に首長たちが他人に代筆を依頼して誤記が生じる事例

78) 「便宜副首校瀨阮廷瀨 (長慶府文淵州淵汨社)。由伊開謂壬戌年伊詣軍投由、開認旧分民淵汨社、再開認阮廷理分民先会社共式社。癸亥年、伊鎮旧鎮守瑞・協鎮実権許伊為守隘二校便宜副首校。甲子年、旧総鎮官又差許伊為油村隘副守隘。是年奉公同付伊管知淵汨・先会社社。庚貴 [午?] 年、阮廷理単申開認先会社、乃阮廷理前祖旧分民。其阮廷瀨自甘冒認、開詞交回阮廷理認管先会社、只存分管淵汨壹社。茲伊乞納公同付、候蒙改写。」『阮朝硃本』嘉隆第3集、第7葉表~裏。

79) 「童香雲 (長慶府文淵州保林社以下)・阮廷銘。由伊等開謂壬戌年、香雲詣城投由、開香雲与廷銘同貫保林社。旧総鎮官付詞許香雲与阮廷銘同管伊社。甲子年、奉公同付香雲与廷銘同管保林社。再奉公同付阮廷銘与香雲同管保林社。是年旧総鎮官又差香雲為油村隘正守隘。庚貴 [午?] 年、阮廷銘単申開認保林社乃阮廷銘前祖旧管。其童香雲自念非是藩臣、乞停守隘職。再開詞自甘冒認、交回保林社、許阮廷銘独管、乞将公同付繳納。存阮廷銘乞将公同付通納、候蒙改写。」『阮朝硃本』嘉隆第3集、第7葉裏。

が多く（No. 1-5, 7, 8）、諒山鎮ではそのような事例は少ない（No. 13のみ）ことである。諒山鎮に漢文文書作成能力を獲得している首長が多いとすれば（むろん彼らが他人に代筆を依頼して偶然誤記が生じなかった可能性もあるが）、諒山鎮では遅くとも18世紀半ばから首長を組み込む形で文書行政がおこなわれており〔吉川 2019〕、ベトナム王朝の支配下に入ることで自身の権威を保持しようとした首長が漢文文書作成能力を習得したのだろう。逆に太原・宣光二鎮では多くの首長が他人に代筆を依頼している⁸⁰⁾（No. 1-5, 7, 8）ため漢文文書作成能力を習得しておらず、諒山鎮のような文書行政は未確立だったのかもしれない。

第四に、北部山地の首長には、嘉隆元年に北城や軍に至って旧来の管轄を申告した者（No. 1, 2, 6, 10-14）と申告しなかった者（阮廷銘・阮廷珮・阮廷錦・何国憑・何国栄など。ただしその理由は不明）とがいること、前者の首長が嘉隆元年に自身の貫や管轄対象の近隣に位置する後者の首長の管轄対象を自身の管轄として阮朝に申告することがあること、である。阮朝の北部掌握直後に北部山地の在地首長が旧来の管轄対象を申告し、また他者の管轄対象を偽って自身の管轄と申告した首長が存在することから、各社での徴税・徴兵の管轄にメリットを感じていたことは間違いない。地域社会における自身の地位の維持、阮朝からの官職授与を通じた権威強化、および隣接する清朝側の土官との対立が起り得る状況下でのベトナム国家の承認の獲得などが考えられよう。黎朝後期の18世紀半ば～後半には、徴税を通じた税収の一部の俸給としての獲得や各種礼銭の徴収〔同上論文：12-15〕などのメリットが存在したが、阮朝初期も同様だったと思われる。他者の管轄対象を偽って自身の管轄と申告する場合は、貫が異なる者の管轄を申告する事例が多いため、異なる首長集団の利権を奪おうとする意図があった可能性は十分に考えられる。一方、兄弟で共同管轄する事例（No. 1, 2, 6, 10）や徴税権を族人とやり取りする事例（No. 6）があり、同一集団内で利権の分配をおこなっていた可能性もあろう。なお複数人が阮廷銘と阮廷珮の管轄対象を自身の管轄として申告していることから、彼らが申告しないことをほかの首長も知っていたと思われるが、詳細は不明である。

第五に、首長たちが管轄対象を申告したのは嘉隆元年だが、阮朝朝廷から詔や公同付が発給されたのは嘉隆3年ということである。たとえば童香雲の事例（No. 12）では嘉隆元年に北城総鎮が付を発給して童香雲に阮廷銘との共同管轄を認めたが、両者に対する公同付の発給は嘉隆3年だった。また一部の事例では首長の申告内容を鎮官が北城総鎮に申で報告し、北城総鎮の「転奏」を経て朝廷に上達されたことと記されているが（No. 1-5, 7, 8, 13, 14）、この朝廷への上達も多くの場合嘉隆3年におこなわれている（No. 1-5, 13, 14）。北城総鎮や鎮官が嘉隆元年に入手した情報が阮朝朝廷に伝わるまでに2年を要した可能性が高い。⁸¹⁾

80) ただし代筆を担った人々については詳細不明である。今後の課題としたい。

81) 嘉隆2年10月～嘉隆3年正月に嘉隆帝は清朝からの冊封儀礼を受けるために昇龍城に滞在しており（『大南寔録』正編、第一紀、卷22、嘉隆2年10月条、第14葉裏；同卷23、嘉隆3年正月条、第5葉裏）、これが嘉隆3年における詔や公同付の発給に影響した可能性も考えられるが、詳細不明である。

第六に、嘉隆元年に他者の管轄対象を偽って申告した首長たちの一方的な主張を、阮朝側が認めていることである。おそらくは嘉隆元年の時点で阮朝（朝廷だけでなく、北城総鎮や鎮官も含む）は黎朝後期の情報を継承できておらず、その真偽を判断できなかったために彼らの主張を認めざるを得なかったのだろう。また嘉隆元年に自身の管轄を申告しなかった首長は、いずれも嘉隆8年に自身の管轄を申告している。おそらく嘉隆9年の「藩臣・輔導の名冊」の作成に際して調査がおこなわれ、首長たちはそれに応じて自身の管轄を申告したのではないだろうか。そして少なくともこの時点、厳密には本文書が発出された嘉隆10年頃になってようやく正確な情報が阮朝朝廷にのぼされたといえる。同時に、嘉隆元年には自身の管轄を申告していなかった首長たちが自身の管轄を申告したことで、阮朝の地方支配に協力し各社の徴税・徴兵を担う北部山地の在地首長の数が、ようやく黎朝後期の水準に回復したのではないだろうか。

III 阮朝初期における北部山地支配の変遷

1. 北部ベトナム掌握直後の阮朝と北部山地の在地首長

阮朝初期の地方支配を考える際には、朝廷だけではなく在地首長や地域社会と直接対峙する鎮官、および北部諸鎮を統轄する北城総鎮も独自のアクターとみなす必要があるが、まずは朝廷の立場から編纂された『大南寔録』を分析する。『大南寔録』によれば、嘉隆元年6月に阮福映勢力が昇龍城から西山朝を駆逐するとただちに北部全域を支配下に置き、⁸²⁾ 宣光・興化・太原などの北部山地の土酋に対しては宣諭して朝見させている。⁸³⁾ また嘉隆元年9月には北城総鎮が設置されているが、⁸⁴⁾ ほぼ同時期に「北河の土酋に官爵を賜う」とあり、清華上道統領何功泰らに対して官職を授与したことが記されている。⁸⁵⁾ これらの記事を見ると阮朝は北部掌握直後に北部山地を掌握し、北部山地の首長たちに広く官職を授与したかのように読める。実際、昇龍城から西山朝を駆逐した嘉隆元年6月から9月まで嘉隆帝（阮福映）は昇龍城に留まっており、⁸⁶⁾ 前述の何功泰らに対する官職授与もこの間におこなわれていることから、嘉隆帝

82) 『大南寔録』正編、第一紀、巻17、嘉隆元年6月条、第18葉表～21葉表。

83) 『大南寔録』正編、第一紀、巻18、嘉隆元年7月条、第14葉表。

84) 『大南寔録』正編、第一紀、巻18、嘉隆元年9月条、第30葉裏～31葉表。

85) 『大南寔録』正編、第一紀、巻18、嘉隆元年9月条、第27葉裏～28葉表に「賜北河土酋官爵。帝以清華上道統領何功泰糾集土目應義有功、賜郡公爵。宣光・興化・太原諸藩臣農福廉・麻世固為宣慰大使、麻仕沢・阮広照・阮克張・麻世而・丁公旺・丁功貞為宣慰使、丁功兼為招討使、潘伯奉為欽差該隊、並侯爵。琴因元為防禦同知、黎金工為防禦僉事、並伯爵。」とある。

86) 嘉隆帝の昇龍城出發は『大南寔録』正編、第一紀、巻18、嘉隆元年9月条、第32葉裏～33葉表に記されている。なお本文書で挙がっている一部の首長は嘉隆元年に北城で旧来の管轄対象などを申告しているが（No. 6, 9, 12-14）、その時期は明記されていないため、嘉隆帝の滞在中かどうかは不明である。また、嘉隆元年に北城で申告をおこなったこれらの首長たちが同年に北城総鎮の付を発給された事例はあっても（No. 6, 12-14）、嘉隆帝の詔などが発給された形跡もない。

が山地支配を重視していることが窺える。⁸⁷⁾しかし前述のように、阮朝の鎮官は嘉隆元年の時点では北部山地の在地首長に関する情報を十分に収集できていない可能性が高く、また本文書では阮朝朝廷は大半の首長に対し嘉隆3年に詔や公同付を發給していたことから、北城総鎮や鎮官が嘉隆元年に入手した情報が阮朝朝廷に伝わるまでに2年を要した可能性が高い。そこで『大南寔録』嘉隆元年9月条を読み返すと、同条には「帝は清華上道統領何功泰は土目を糾集し義に應じて功有るを以て、郡公爵を賜う」とあるため、嘉隆元年に官爵を授与したのは阮朝の西山朝打倒に貢献した首長であり、⁸⁸⁾その他の多くの首長に対しては嘉隆3年に官職を授与したと思われる。

このように嘉隆元～2年の時点で阮朝朝廷に北部山地の在地首長に関する情報が十分に伝わっていなかったとすれば、その状況下で『大南寔録』嘉隆元年8月条に諒山鎮の在地首長に鎮南関・油村隘の防備を命じた記事(注74)、同年10月条に宣光・興化における鉞山開発を首長に委託した記事があることは注目される。⁸⁹⁾後者で挙がる首長も上述嘉隆元年9月条で記載されていない者が大半を占めるため、この時に阮朝側から働きかけをおこなったのだろう。北部山地全域の首長に対する官職授与(嘉隆3年)よりも先に鉞山開発を委託していることは、阮朝朝廷が鉞山開発を重視していたことの証左といえよう。一方、前者の記事では諒山鎮の在地首長である阮廷銘・阮廷珥を守隘号正首号・副首号に任命し、清朝の交渉の窓口である鎮南関と中国商人の出入国地点である油村隘を防備させているが、彼らは前述の通り嘉隆元年に北部掌握直後の阮朝に対して旧来の管轄対象を申告しなかった首長である(No. 9-13)。嘉隆元年6月の昇龍城掌握直後、阮朝朝廷は諒山鎮官に命令して清朝に文書を送付しているが、⁹⁰⁾清朝側の行政文書(宮中档)によれば、両広総督臣覚羅吉慶の嘉慶7(1802)年8月11日付奏で、阮福暎が稟で使節を鎮南関へ派遣すると述べていること、表文の草稿⁹¹⁾が届いたことなどが清朝朝廷に伝えられている。⁹²⁾ここから、嘉隆元年8月に阮朝朝廷が阮廷銘・阮廷珥を清朝との

87) 嘉隆2(1803)年10月から嘉隆3年正月にかけて、嘉隆帝は清朝からの冊封儀礼を受けるために再度昇龍城に滞在しているが(注81)、このときにも丁功体・麻世固といった北部山地の首長が嘉隆帝に謁見している(『大南寔録』正編、第一紀、卷22、嘉隆2年11月条、第18葉表)。

88) 何功泰については『大南正編列伝初集』卷28、諸臣二十五、何功泰参照。また注85所引の史料で宣慰大使を授与されている農福廉は、清朝側の史料では「農耐」(阮福暎)と連携する「保樂州夷人」の「農福連」として記されている(『清仁宗実録』卷91、嘉慶6(1801)年11月甲午条および宮中档に収録される両広総督覚羅吉慶の嘉慶7年2月21日付奏(故宮博物院文獻編號404007451;『宮中档嘉慶朝奏摺』第12輯、655頁))。

89) 『大南寔録』正編、第一紀、卷19、嘉隆元年10月条、第3葉表～裏。

90) 『大南寔録』正編、第一紀、卷17、嘉隆元年6月条、第21葉裏。

91) 18～19世紀に黎朝や阮朝が清朝へ遣使する際には、事前に表文の草稿を送付して両広総督や広西巡撫による文面審査を受けていた[吉川2021: 9-13]。

92) 「協辦大学士両広総督臣覚羅吉慶跪奏。為農耐国長阮福暎稟称「已得安南全境、籲懇早邀天眷」、仰祈聖鑑事。竊拋太平府知府王撫棠稟報：「拋農耐国長阮福暎稟称：「攻克昇龍城、已得安南全境、本国従前荷蒙天朝寵命小番、現当遴選陪价、恭詣闕下候旨。竊念小番僻居未諳天朝礼節、虔具稟文、委信臣黎正路等、詣闕候命、專望台府接本国公文轉遞、俾小番早蒙天朝字小之恩、奠安南服」等情。並抄

文書のやり取りを担う守隘号正首号・副首号〔吉川 2021: 6〕に任命したのは、対清関係の構築のためであることがわかる。

2. 首長の申告

北部山地の在地首長には北部掌握直後の阮朝に対して嘉隆元年に旧来の管轄を申告する者がいたが、本文書では「投由」と記されるだけで彼らの申告の詳細は記されていない。これについて、諒山鎮禄平州率礼社の文書群⁹³⁾の中に、韋廷珠の嘉隆2(1803)年閏正月二十某日付申が収録されている。申形式の文書には充所が記されていないが、上行文書なので北城総鎮宛てか諒山鎮官宛てと推測される。文書の発出時期は嘉隆元年ではないが、時期を考えると北部掌握直後の阮朝に帰順した在地首長の一例といえる。以下にその全文を掲げる。⁹⁴⁾

諒山処長慶府禄平州率礼社の旧藩臣珀楊(爵号か)すなわち韋廷珠らが申します。

一、命令をうけてご報告致します。いま伝を受け取り、祖先及び自身の来歴、あるいは黎朝より受けた旧封、あるいは西山朝より新たに受けた証明文書の存没、及び元来「分管」していた兵や民の寓禄や税がどれだけか、ならびに鉞山が何処にあって、開発してどれだけ徴収しているか、逐一明白に詳述致します。そのため詳しく事情を記載し以下に列挙致します。

ㄨ 表文各稿及呈遞稟文前來。臣查閱稟詞，極為恭順。前該國長阮福映遣价鄭懷德等進貢。經臣節次具奏請旨遵行。其陪价鄭懷德等現在粵東候旨。今拋太平府知府王撫棠稟報：「該國長遣信臣黎正路等來閱，恭進表貢」。其表文該府或就近送交西撫臣奏呈御覽。(中略)嘉慶七年八月十一日。」(故宮博物院文獻編號 404008713, 『宮中檔嘉慶朝奏摺』第 15 輯, 341 頁)

93) 本文書群については吉川〔2019: 7-8〕を参照。

94) 原文は以下の通り(『諒山省文淵州高峙衙高樓総各社古紙』第 28 葉表～29 葉裏)。

諒山処長慶府禄平州率礼社旧藩臣珀楊即韋廷珠等申。

計

一、承開。由茲承有伝詞類開先世及己身來歴、或受黎朝旧封、或有偽西新受文憑存没、及本分管兵民寓禄稅例若干、并有曠塚在某処、与開作徵収若干、一一詳開明白。為此具將事由開註恭列于次。

一、先祖韋世德(由受黎朝旧封郡公、該管兵民。文憑現存在親弟韋廷艷濫守)。

一、祖父韋廷璿(由受黎朝旧封伯爵、該管兵民。文憑現存在親弟韋廷艷濫守)。

一、前親父韋廷偵(由受黎朝受旧防禦僉事・伯爵、該管兵民禄平州高樓総五社。令旨・文憑現存在親弟韋廷艷濫守)。

一、己身韋廷珠(由受黎朝同管、与親父再給属務該管率礼社兵民。於戊申年扈駕黎朝国母、受封宣慰職・伯爵。及西山付詞許為田里。由上年五月初一日、微等所被火災失落。其令旨・文憑現存在親弟韋廷艷濫守)。

一、茲本分管兵民旧黎朝所給禄平州高樓総率礼社土兵拾率。

由上上年微所被病、至無有從与本処投田〔由〕拜謁、未承領得文差率礼社土兵拾率。

一、全年租庸稅例、皆在伊社社長別収、別納在鎮公場、微并不干知。申伊社本分地、実有曠塚・金塚・碓場、由北客附居開作、受納稅例。而長塚・長場別収・別納。並不詳知。

以上並已実開。若妄開不実、後日有何人訴告覺出不伊詞内、微等甘受重罪。茲開。

嘉隆二年閏正月二十 日、申詞。韋廷珠

一、始祖韋世徳〈黎朝から昔郡公に封じられ、兵・民を「該管」しておりました。文憑は現在親弟韋廷艷がみだりに保管しております〉

一、祖父韋廷瑯〈黎朝から伯爵に昔封じられ、兵・民を「該管」しておりました。文憑は現在親弟韋廷艷がみだりに保管しております〉

一、故親父韋廷偵〈黎朝から旧防禦僉事・伯爵を授与され、禄平州高樓総5社の兵・民を「該管」しておりました。令旨・文憑は現在親弟韋廷艷がみだりに保管しております〉

一、自分自身韋廷珠〈黎朝の（命を）受けて共同管轄しており、親父と共に再び率礼社の兵と民を「該管」する任務を与えられました。戊申年（1788）に黎朝の国母（皇太后阮氏）につき従い、宣慰の職・伯爵に封ぜられました。⁹⁵⁾西山朝になって付により田里（？）とされました。昨年5月1日より、わたくしの居所は火災により失落致しました。令旨・文憑は現在親弟韋廷艷がみだりに保管しております〉

一、いま「本分管」の兵・民は、旧黎朝より支給された禄平州高樓総率礼社の土兵10率です。昨年わたくしは病を患っており、本処に従い事情を申告して拜謁することができておらず、まだ文差（差式文書のことか）を受け取って率礼社の土兵10率（の徴発）ができておりません。

一、毎年の租・庸の税は、みなその社の社長が個別に徴収し、諒山鎮の公場で個別に納入しておりますので、わたくしは関知しておりません。その社の「本分」の地には、実際に鉸山・金山・硫黄場があり、北客（華人）が寓居して開発しており、課税されております。しかしながら長塚・長場が個別に徴収・納入しております。わたくしはすべて詳しくは存じ上げません。

以上はすべて事実を報告しております。もしみだりに事実でないことを報告していれば、誰かが訴え出てその文書に（合致？）しないことが発覚すれば、わたくしは甘んじて重罪をお受け致します。ここにご報告申し上げます。

嘉隆2年閏正月二十某日、申。韋廷珠

本申は、伝（阮朝廷臣の公同伝ないし諒山鎮官の伝か）を受け取ったうえで祖先代々の来歴や黎朝のもとでの韋廷珠自身の「（本）分管」などを報告している。ただし自身の管轄を証明する黎朝期の文書は、弟が所持しているという（その経緯は不明）。冒頭で自身を「旧藩臣」と記しており、この時点では阮朝朝廷から藩臣として承認されていなかったことがわかる。⁹⁶⁾

95) 管見の限り韋廷珠を宣慰使などに任命した文書は現在に伝わっていない。

96) 嘉隆4年に作成された禄平州錦段社の地簿（「諒山省禄平州錦段社地簿」（国家第一公文書館所蔵、No. 3327））に旧藩臣の韋腹（福？）士・韋腹（福？）点・韋腹（福？）密、また脱朗州鍾山社の地簿（「諒山省脱朗州有秋総鍾山社地簿」（国家第一公文書館所蔵、No. 3498））にも旧藩臣の阮廷罰が記されている。彼らも嘉隆4年には藩臣として承認されていなかったため「旧藩臣」と記されたのだろう。

また本申は嘉隆2年の発出であることから、韋廷珠は表1に挙がる首長のように阮朝の北部掌握後即座に申告をおこなったわけではないようだ。現に、嘉隆元年にただちに自身の「分管」を申告しなかった理由として、「病を患って」いたと記している。とすれば、阮朝は嘉隆元年に申告しなかった北部山地の首長たちに対して伝形式の文書を送付し、韋廷珠はそれに応じたということになる。韋廷珠の報告には、彼の父韋廷偵は五社の兵・民を「該管」すなわち徴税と徴兵を管轄していたが、韋廷珠は黎朝期には率礼社の兵と民を「該管」しており、阮朝に申告した「本分管」は率礼社の兵すなわち徴兵のみで、率礼社の租・庸すなわち田税・丁税は社長が、鉦山・金山・硫黄場⁹⁷⁾は採掘者集団の長（長塚・長場）がそれぞれ納税したと記されている。これ以前に韋廷偵の管轄社数は5から2（率礼社・高楼社）に減少していたが〔吉川2019: 22-25〕、韋廷偵の時に2から1（率礼社）へ、さらにはその1社の徴兵のみに管轄対象が縮小したようだ。ただ諒山鎮官の嘉隆17年正月14日付伝では、「藩臣韋世珠」に対する高楼社における未納の税額の督促がおこなわれており〔Yoshikawa 2017: 662-664〕、少なくとも高楼社における徴税を韋世（廷）珠が担っているため、阮朝初期にも管轄対象の増減があったのかもしれない。なお本申で「該管」は黎朝期における先祖の来歴について、「分管」は韋廷珠自身の申告について使用されており、韋廷珠が「該管」と「分管」を使い分けていることは明白である。おそらく韋廷珠が受け取った伝の中に「分管」という用語が使用されていたため、阮朝の用法に合わせたのだろう。

3. 朝廷、総鎮、鎮官

本文書によれば、嘉隆元年に自身の管轄を申告した首長は、嘉隆3年に阮朝朝廷から詔や公同付を発給され、管轄の承認や官職の授与がなされていた。しかしこれはあくまで中央の阮朝朝廷による承認／任命であり、阮朝初期の権力構造を考えると北城総鎮や鎮官も独自のアクターとみなす必要がある。実際、少なくとも諒山鎮では鎮官による官職授与が嘉隆元年からおこなわれていた。脱朗州有秋社の阮廷質に宛てた嘉隆元年8月5日付の差式文書を以下に掲げる。⁹⁸⁾

97) 率礼社の金山については、『欽定大南会典事例』巻42、戸部七、雜賦一、金礦に「率礼礦」が記載されている。ただし『欽定大南会典事例』巻42、戸部七、雜賦一、硫黄礦では挙がっていない。

98) 本文書の実物は現存せず、仏領期の写しが現在に伝わっている。原文は以下の通り（「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第57葉表～裏（漢喃研究院所蔵AH. a4/6））。

欽差諒山鎮鎮官
計

一、差属鎮藩臣支〔派〕阮廷質。係雄捷奇属校曠員。茲行正隊長具单申挙権差為雄校一隊便宜付属号、唱率本隊、量随正付管員、承行公務、這宜勤〔幹〕、待後転申、以明其分。若懈怠不虔、及差行退縮、有公法在。茲差。

嘉隆元年八月初五日

欽差諒山鎮鎮官（が以下の文書を送る）

一、属鎮の藩臣支派阮廷質に差す。雄捷奇属校が欠員である。いま正隊長に文書を送って「単申」して推薦させ、(阮廷質を)暫定的に差して雄校一隊便宜副属号とし、本隊を統率し、正副の管員に従い、公務を遂行せよ。これは勤勉でなければならず、後を待って転申(本文書の内容を申で総鎮に上達すること)し、それによりその分(本分)を明らかにする。もし怠惰で敬虔ではなく、および派遣された際に委縮したならば、公法により処罰する。ここに差す。

嘉隆元年8月5日

この文書は冒頭が「発出者。計。一、受信者に差す」という書き出しで始まっているため差形式の文書であり、概要は阮廷質の雄校(右雄校?)一隊便宜副属(首?)号⁹⁹⁾への任命である。この差式文書から、嘉隆3年に阮朝朝廷が詔や公同付を発給する以前に、鎮官は在地首長への武官系統の官職の授与、すなわち軍事面での地方支配への取り込みをおこなっていたことがわかる。また興味深いのは「待後転申」という表現である。「転申」とは「転奏」と同様に文書の内容の上達だが、申式文書なので充所は北城総鎮である。すなわち字面的には諒山鎮官が暫定的に官職授与をおこない、阮廷質の働きぶりが問題なければ北城総鎮に対して報告し、北城総鎮や阮朝朝廷の正式な承認を受けるという意味になろう。「便宜」を含む官職の授与は、鎮官が発出した差式文書にしか見られず(表3)、いずれも「待後転申」という文言を記されている。形式的には暫定的な任命だが、実質的には鎮官が自由裁量でおこない、阮朝朝廷や北城総鎮に事後報告するということだろう。

また、阮朝初期に北城総鎮が首長に対して発給した文書が現存している事例もある。それが、高平鎮上琅州倚貢社農益講に対して発給された北城総鎮の嘉隆3(1804)年4月26日付の差式文書である。本差は、グエン・ティ・ハイが収集・紹介したもので、彼女の著作に写真が掲載されている。これによれば、高平処上琅州倚貢総倚貢社を貫とする農益講を雄勇奇後校副長校・講明侯に任命し、校内の員・軍を糾合・統率し当該校の正長校員につき従って任務に当たるよう命令している。¹⁰⁰⁾ おそらく農益講は事前に自身の従来の管轄や本貫を申告しており、そ

99) 首号・副(首)号・属号といった武官系統の官職は18世紀後半の諒山鎮でも見られたが、副属号は存在しない[吉川2020]。なお「付」は「副」と音通である(共に phó)。

100) 原文は以下の通り。なお写真をもとに文字起こしをおこなった[Nguyễn Thị Hải 2018: 273-278]。

欽差北城総鎮平西大將軍郡公

計

一、差農益講貫高平処上琅州倚貢総倚貢社、係伊世襲藩臣、頗諳戎務、權差為雄勇奇後校副長校・講明侯、糾率内校員軍、脩飭銃口・器械等項、要使訓練閑熟、聽從伊校正長校員、分撥公務。這宜勒幹、待後轉奏。若厥職弗虔、有公法在。茲差。

嘉隆三年四月二十陸日

表3 阮朝初期における北部山地の在地首長宛て任命文書一覧

No.	年	月日 (旧暦)	発信者	受信者	形式	概要	上達関連の 文言	典拠
1	嘉隆元 (1802)	8月5日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮藩臣支 [派] 阮廷質	差	雄捷奇一隊便宜副属 号に「権差」	待後転申	「有秋社」57a
2	嘉隆2 (1803)	3月6日	奉差諒山処督鎮 衙門官	防禦僉事琮宗伯阮 廷高	示	属号から正号への昇 進		「有秋社」59a
3	嘉隆3 (1804)	4月26日	欽差北城総鎮平 西大將軍郡公	農益講貫高平処上 琅州倚貢総倚貢社	差	雄勇奇後校副長校・ 講明侯への任命	待後転奏	Nguyen Thi Hai 2018
4	嘉隆4 (1805)	3月6日	奉差諒山鎮督鎮 衙門官	防禦僉事程忠伯阮 廷娘	示	属号への任命		「有秋社」60a
5	嘉隆12 (1813)	6月5日	奉差諒山鎮鎮官	該道属号阮廷長	差	属号への任命		「有秋社」61a
6		8月20日	奉差諒山鎮鎮官	同管属号阮廷鑽	差	属号への任命		「有秋社」62a
7	嘉隆13 (1814)	8月22日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮雄捷奇右雄校 正属校登才侯阮廷 登	差	右雄校便宜副首号に 「権差」	待後転申	「有秋社」63a
8		8月22日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮藩臣支派卓世 珠	差	右雄校二隊便宜正属 校に「権差」	待後転申	「高樓総」30a
9	明命2 (1821)	3月20日	奉差諒山処督鎮 衙門官	中一号同管阮廷瓚	示	属号への任命		「有秋社」64a
10		3月20日	奉差諒山鎮督鎮 衙門官	中一号同管阮廷濶	示	属号への任命		「有秋社」65a
11		3月25日	奉差諒山鎮督鎮 衙門官	中一号同管阮廷瓊	示	属号への任命		「有秋社」66a
12		3月20日	奉差諒山処督鎮 衙門官	中一号同管阮廷琨	示	属号への任命		「有秋社」67a
13		3月20日	奉差諒山鎮鎮官	同管属号阮廷成	差	属号への任命		「有秋社」68a
14		3月20日	奉差諒山処督鎮 衙門官	中一号同管阮廷樸	示	属号への任命		「有秋社」69a
15		3月20日	奉差諒山鎮鎮官	中一号正率隊阮廷 留	示	属号への任命		「有秋社」70a
16		3月20日	奉差諒山鎮鎮官 衙門	中一号同管阮廷右	示	属号への任命		「有秋社」71a
17		3月25日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮藩臣支派阮廷 隴	差	雄捷奇右雄校一隊便 宜正属校に「権差」	待後転 [申]	「有秋社」72a
18		6月11日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮藩臣支派阮廷 貞	差	雄捷奇右雄校一隊便 宜正属校に「権差」	待後転申	「有秋社」74a
19	明命3 (1822)	2月10日	欽差北城総鎮官	諒山鎮原授雄捷奇 右雄校正属校登才 侯阮廷登	奉差	諒山奇中校長に「試 差」	待満年例覆題、 欽侯實授	「有秋社」77a
20		3月22日	奉差諒山処督鎮 衙門官	守隘璘忠伯阮廷璉	示	本号付号への任命		「有秋社」78a
21	明命5 (1824)	2月17日	奉差諒山処督鎮 衙門官	守隘莊禄侯阮廷璿	示	本号属隨への任命		「有秋社」81a

凡例

「有秋社古紙」=「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」(漢喃研究院所蔵AH. A4/6)

「高樓総古紙」=「諒山省文淵州高峙衙高樓総各社古紙」(漢喃研究院所蔵AH. A4/7)

Nguyen Thi Hai 2018=Nguyen Thi Hai, *La marche de Cao Bằng: la cour et les gardiens de frontière, des origines aux conséquences de la réforme de Minh Mạng*, Paris: Presses de l'Inalco, 2018

の内容に基づきこの差式文書が発給されたのだろう。興味深いのはこの差式文書にも「待後転奏」（後で本文書の内容を阮朝皇帝に上奏すること）という表現があることである。また授与された官職に「便宜」は付されていないが、暫定的な任命を意味する「権差」という表現も前述の諒山鎮官を発出者とする差式文書と同様である。北城総鎮の官職授与が独自のものなのか、それとも鎮官の措置の追認だったのかは不明だが、阮朝朝廷に官職授与の情報が伝わるのに時間差があったことは確実といえよう。

そこで、阮朝初期において北部山地の在地首長に宛てた任命文書で原文が現在に伝わっているもの（写し含む）を管見の限り列挙したのが表3である。内訳は鎮官が発出した文書19点、北城総鎮が発出した文書2点であり（詔や公同付といった阮朝朝廷が発出した文書の本文は現在に伝わっていない）、いずれも校／号¹⁰¹（奇に次ぐ軍隊の単位）の属官の任命である。

これによれば、鎮官が発出した文書のうち「待後転申」などの表現があるのは5点で（表3 No. 1, 7, 8, 17, 18）、授与対象の官職は正属号・副属号・副首号である。おそらくは単なる属号よりも上位の官職の授与の際には、前述の阮廷質宛て差式文書（表3 No. 1）と同様、鎮官が任命した後に北城総鎮へ事後報告していたのだろう。その他の14点の大半は主により下位の属号への任命であり、「待後転申」という文言もないので、北城総鎮へ事後報告すらしていなかった可能性が高い。一方北城総鎮を発出者とする文書2点の授与対象はいずれも副長校（表3 No. 3）や中校長（表3 No. 19）といった校の長官・副官であり、これらの官職の形式的な任命権は北城総鎮が有していた可能性もあるが、鎮官の措置の追認の可能性もある。また、いずれも「待後転奏」や「待満年例覆題、欽侯實授」（年期を完了するのを待って前例により返答として題本によって上奏するので、つつしんで実授を待て）などの文言があり、阮朝朝廷には事後報告していたことがわかる。

このように現時点で収集できた事例が少なく詳細は不明だが、少なくとも武官系統の下級官職は基本的に鎮官が独自に任命していた可能性が高い。また少なくとも阮朝朝廷による詔や公同付の発給は、鎮官や北城総鎮の措置の追認であることは確実である。実際、文淵州淵汨社の阮廷瀨（表1 No. 11）は、嘉隆2年に諒山鎮官から守隘二校便宜副首校に任命されていたが、嘉隆10年に発出された本文書においても「便宜副首校」と記されていたので、少なくとも8年間にわたって北城総鎮や阮朝朝廷の承認を得ていない状態が続いていたことになる。北部山地の在地首長への官職授与を実質的に鎮官や北城総鎮がおこなうことは常態化していたと考えてよいだろう。黎朝後期にも同様の状況だったのかもしれないが、阮朝初期には阮朝朝廷と鎮官との間に北城総鎮が介在しているため、阮朝朝廷にとってはなおさら各鎮の実情は把握するのが困難だったに違いない。

101) 「校」と「号」は現代ベトナム語では同音（hiệu）のため音通の可能性はあるが、少なくとも黎朝後期には「校」と「号」が混在しており、両者の関係性の詳細は不明である〔吉川 2020: 101〕。

前述のように嘉隆9年の首長リスト作成に際して、北部山地では各首長の貫や管轄に関する調査が実施された可能性が高い。首長リスト作成は『大南寔録』に記されていることから朝廷主導で実施されたと考えるのが自然だが、鎮・総鎮レベルで留まっていた情報を朝廷が回収するという意図もあったのだろう。実際、本文書には単なる情報の修正だけでなく、多くの首長に朝廷が詔や公同付を発給した嘉隆3年以降の管轄者の変化の経緯なども記されている。これは嘉隆3～10年の間これらの情報が朝廷にのぼされていなかったことを示唆しよう。

おわりに

本稿は、行政文書の分析を通して阮朝初期の北部山地支配の変遷を考察した。北部掌握直後の阮朝は黎朝後期の情報を継承できておらず、加えて阮朝初期には阮朝朝廷と鎮官との間に北城総鎮が介在していたため、阮朝朝廷にとっては尚更北部山地における首長の任命権の掌握は困難だった。阮朝朝廷が有する北部山地関連の情報および阮朝の地方支配に協力し各社の徴税・徴兵を担う在地首長の数が黎朝後期の水準に回復したのは、嘉隆9年に首長のリストを作成した際だと思われる。このリストには各首長の貫や管轄対象が記載されていた。阮朝初期の朝廷による北部山地支配は、官職を授与した首長に社ごとの徴税と徴兵を担当させるものであり、朝廷は各首長の貫・官職・管轄対象のリストを作成することで情報の把握を目指した。ただしこれ以降も北城総鎮が存在しており、阮朝朝廷が首長の任命権を掌握できない状況は継続した。1820年代から敢行された北部山地における明命帝の行政改革は、行政単位の再編（鎮の廃止と省の設置など）および首長の権限の削減（官職の世襲の停止や流官の派遣など）からなるが〔吉川 2022a: 18-19〕、後者を可能にするためにも前者を通じて首長の任命権を阮朝朝廷が掌握する必要があったといえよう。

また本稿での分析から、18世紀後半の諒山鎮でみられた首長が社ごとに徴税・徴兵を担当する形式は、少なくとも宣光鎮でも阮朝初期までには成立していたことが明らかになった。一方太原・宣光二鎮では他人に代筆を依頼して誤記が生じる事例が多く、諒山鎮に比べて漢文文書作成能力を有した首長は僅少で、諒山鎮と同様の文書行政は未確立だった可能性が高い。北部山地の地域性については一般的に、西北地域では在地首長の自律性は高くベトナム王朝との結びつきは緩やかである一方、東北地域では在地首長とベトナム王朝との結びつきが比較的強いとされ〔桜井 1987: 162-163; 古田 1991: 57-60〕、太原・宣光二鎮（おおむね現在のタイグエン省、バクカン省およびトゥエンクアン省、カオバン省西部に当たる）は東北地域に含まれる。ただし諒山鎮にのみ漢文文書作成能力を有した首長が多いことから、現実には西北／東北という二分法的に明確に区別できるわけではなく、東北地域の中でも諒山鎮は在地首長とベトナム王朝の間の政治的距離が近い地域なのかもしれない。とすれば諒山鎮の状況を安易に他鎮に適

用することはできず、今後は地域ごとに地方支配の実情を考察していく必要がある。

参考文献

- 古田元夫. 1991. 『ベトナム共産主義者の民族政策史——革命中のエスニシティ』東京：大月書店。
- 桃木至朗. 2011. 『中世大越国家の成立と変容』吹田：大阪大学出版会。
- Nguyễn Minh Tường. 1996. *Cải cách hành chính dưới triều Minh Mệnh* [明命朝下の行政改革]. Hà Nội: Nxb. Khoa học xã hội.
- Nguyễn Thị Hải. 2018. *La marche de Cao Bằng: la cour et les gardiens de frontière, des origines aux conséquences de la réforme de Minh Mạng*. Paris: Presses de l'Inalco.
- 岡田雅志. 2016. 「近世ベトナム国家の異民族観の変容と越境者——内なる化外たる儂人をめぐって」『待兼山論叢』(史学篇) 50: 1-42.
- Poisson, Emmanuel. 2004. *Mandarins et subalternes au nord du Viêt Nam: Une bureaucratie à l'épreuve (1820-1918)*. Paris: Maisonneuve & Larose.
- 桜井由躬雄. 1987. 『ベトナム村落の形成——村落共有田＝コンディエン制の史的展開』東京：創文社。
- 嶋尾 稔. 2001. 「阮朝——『南北一家』の形成と相克」『岩波講座東南アジア史第5巻 東南アジア世界の再編』池端雪浦他(編), 25-48 ページ所収。東京：岩波書店。
- Trần Kinh Hòa. 2010. Giới thiệu về Châu bản triều Nguyễn [阮朝硃本の紹介]. In *Mục lục châu bản triều Nguyễn tập 1: Gia Long (1802-1819), Minh Mệnh I (1820)—Minh Mệnh V (1824)*, pp. 12-35. Hà Nội: Nxb. Văn hóa—Thông tin (初出：1960年)。
- Vũ Đường Luân. 2016. Contested Sovereignty: Local Politics and State Power in Territorial Conflicts on the Vietnam-China Border, 1650s-1880s. *Cross-Currents: East Asian History and Culture Review* 20: 40-74.
- Yoshikawa Kazuki. 2017. Giới thiệu công văn liên quan đến Phiên thần họ Vi ở xã Suất Lễ, châu Lộc Bình, tỉnh Lạng Sơn [諒山省禄平州率礼社韋氏関連文書の紹介]. *Nghiên cứu Hán Nôm năm 2017*, pp. 657-667. Hà Nội: Nxb Thế giới.
- 吉川和希. 2019. 「十八世紀のベトナム黎鄭政権と北部山地——諒山地域の在地首長の動向を中心に」『東南アジア研究』57(1): 3-30.
- . 2020. 「18世紀のベトナム北部山地における軍政と在地首長——諒山地域を中心に」『東南アジア——歴史と文化』49: 85-105.
- . 2021. 「十八世紀におけるベトナム黎鄭政権の文書行政と対清関係——中越境界地帯の在地首長の役割を中心に」『東アジアの思想と文化』12: 4-17.
- . 2022a. 「19世紀前半～半ばにおけるベトナム阮朝の地方支配の変遷と土司——諒山省を中心に」『歴史学研究』1022: 16-32.
- . 2022b. 「18世紀のベトナム諒山鎮における在地首長の動向——脱朗州有秋社阮廷氏・文蘭州周粟社何氏を中心に」『関西大学文学論集』72(3): 95-115.

(2022年11月29日 掲載決定)